

新庄信用金庫の現況

2015 DISCLOSURE Vol.28

SHINJO SHINKIN BANK

CONTENTS

	頁
◆ごあいさつ	1
◆当金庫の事業概況	2
◆当金庫の概要	3
◆事業内容・組織図	4
◆取引商品・サービスのご案内	5 ~ 9
◆手数料・ATM利用時間帯	10
◆当金庫のあゆみ	11
◆中期経営計画「チェンジ&チャレンジ21パートⅢ」	12
◆中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	13
◆新庄信用金庫の考え方	14 ~ 16
◆統合的リスク管理態勢	17 ~ 18
◆信用金庫の特性と総代会	19
◆新庄信用金庫とCSR	20 ~ 21
◆地域密着型金融の取組み状況	22
◆新庄信用金庫と地域社会	23
◆トピックス	24 ~ 27
◆信用金庫業界	28
◆資料編	29 ~ 57
◆開示項目	58



土庫子 信金は
です

平成27年7月

理事長 井上 洋一郎

平素より私ども信用金庫をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方の当金庫に対するご理解を深めていただくため、本年もディスクロージャー誌を作成いたしました。「しんきん」の業務内容について、一層のご理解を深めていただければ幸いに存じます。

平成26年度の日本経済は、第2次安倍内閣による「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を柱とするアベノミクス効果に円安、原油安が加わり緩やかに回復しているという状況にあります。また消費者マインドも増税の反動減から脱却する動きが見えつつあります。

しかしながら、地区内景況においては、依然として中央との経済格差が拡大傾向にあり、取引先の多くを占める小規模事業者においては、人口減少や過疎化の進展による経済基盤の縮小などから、引き続き厳しい経営を余儀なくされております。そうした地域の疲弊が一段と進む中、従来にも増して相互扶助の協同組織という立場である信用金庫への期待も大きくなってきております。

以上のような経営環境のもと、おかげさまをもちまして、平成27年3月末現在で総資産693億円、預金量641億円となりました。これもひとえに、皆様方の深いご支援によるものと、心から感謝申し上げます。

当金庫は、地元になくてはならない信用金庫でありつづける為に、「お客様との共生、地域との共生」を旗印に、皆様方のご期待にお応えできますよう、役職員一致協力して努力する所存でありますので、より一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

経営理念

- ◆中小企業の健全な発展
- ◆豊かな国民生活の実現
- ◆地域社会繁栄への奉仕

3つのビジョン実現のため連帯と協調の精神のもと地域になくてはならない金融機関を目指します

基本方針

- 1.郷土の繁栄に心から奉仕する
- 2.内容の堅実な金庫にする
- 3.和顔愛語に満ちた明朗な庫風を創る
- 4.待遇の優れた金庫にする

【業績】

(1) 主要勘定

①預金

預金につきましては、期末残高が前期比 1, 832 百万円増加の 64, 121 百万円となり、平残ベースで前期比 374 百万円増加しております。

②貸出金

消費者ローンや保証協会付融資の増強を目指して、既存・新規先に積極的なアプローチを行ない、期末残高は前期比 1, 327 百万円増加の 38, 311 百万円となりました。

(2) 損益

収益面については、一般企業の売上高に相当する経常収益は有価証券運用収益の増加により、前期比 183 百万円増の 2, 358 百万円となり、コア業務純益ベースで 1, 066 百万円と前年比 35.10% 増となったものの、個別貸倒引当金の積み増しを余儀なくされたことから、当期純利益で 143 百万円にとどまりました。

当地域では、今後とも厳しい経済環境が続くものと予想されますが、地元になくてはならない信用金庫でありつづける為に、「お客様との共生、地域との共生」を旗印に、信頼に値する健全性と強じんな経営基盤の確立を図りながら、規模の拡大に努め、地元で集めた預金は地元への貸出で還元するという金融の地産地消により、地元経済の活性化に貢献してまいりたいと考えております。

最近5年間の主な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
経常収益	1,873	1,821	1,944	2,175	2,358
業務純益	331	231	591	681	953
コア業務純益	412	497	687	789	1,066
経常利益	91	76	146	399	270
当期純利益	124	64	82	210	143
出資総額	209	213	215	214	214
出資総口数 (期末)	4,199,555口	4,270,855口	4,312,555口	4,288,915口	4,294,215口
(期中平均)	4,173,569口	4,236,744口	4,294,294口	4,312,220口	4,292,690口
純資産額	3,175	3,148	3,892	4,034	4,740
総資産額	64,059	64,006	66,126	67,064	69,395
預金積金残高	59,696	59,917	61,447	62,289	64,121
貸出金残高	38,188	38,445	38,074	36,984	38,311
有価証券残高	10,848	10,764	11,681	11,727	13,783
出資1口当たり純資産額(円)	759.85	738.09	902.59	940.66	1,113.38
出資1口当たり当期純利益(円)	29.91	15.32	19.28	48.83	33.54
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	8,346千円 2.0 円	8,409千円 2.0 円	8,587千円 2.0 円	8,569千円 2.0 円	8,582千円 2.0 円
配当負担率(%)	3.17	4.99	4.54	2.52	3.12
出資会員数(人)	6,514	6,983	7,214	7,287	7,314
(うち法人会員数)	701	706	718	712	732
役員数	10	10	10	10	10
うち常勤役員数	5	5	5	5	6
職員数	92	87	87	83	79
単体自己資本比率(%)	10.78	10.62	10.99	10.70	10.79

(注) 1. 出資1口当たり純資産額は、期末出資口数(処分未済持分を除く)により算出

2. 出資1口当たり当期純利益は、期中平均出資口数(処分未済持分を除く)により算出

3. 配当負担率=配当金÷当期末処分剰余金×100

当金庫の概要

名 称 新庄信用金庫
所在地 〒996-0027
山形県新庄市本町2番9号
☎0233-22-4222
創 立 大正12年6月27日
役員員数 85名（うち常勤役員6名）
店舗数 9店舗（支店7出張所1）
総資産 693億円
預金量 641億円
出資金 214百万円
自己資本比率 10.79%
会員数 7,314名

平成27年3月31日現在

役員

理事長 井上 洋一郎
常務理事 塩野 正 男
常務理事 阿部 徳 治
常勤理事 松澤 陽 一
常勤理事 佐藤 進
理 事 笹 敬 史
理 事 平田 寿 男
理 事 石川 泰 助
常勤監事 半田 章
監 事 前澤 靖 彦

前澤靖彦は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

平成27年6月16日現在

職員

●職員

		平成25年3月末	平成26年3月末	平成27年3月末
職員数	男 子	64人	60人	53人
	女 子	23人	23人	26人
	合 計	87人	83人	79人
平均年齢	男 子	44歳 5ヵ月	44歳 5ヵ月	42歳 6ヵ月
	女 子	25歳 5ヵ月	24歳 5ヵ月	25歳 5ヵ月
	合 計	39歳 5ヵ月	39歳 5ヵ月	36歳 5ヵ月
平均勤続年数	男 子	22年10ヵ月	22年10ヵ月	19年10ヵ月
	女 子	5年11ヵ月	5年11ヵ月	5年10ヵ月
	合 計	17年10ヵ月	17年10ヵ月	14年10ヵ月
平均給与月額		269千円	596千円	267千円
臨時職員		20人	22人	21人

※平均給与月額は時間外手当を含む3月給与支給実績(賞与を除く)

●新規採用人員の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
男 子	1人	3人	4人
女 子	4人	5人	7人
合 計	5人	8人	11人

当金庫の営業地区

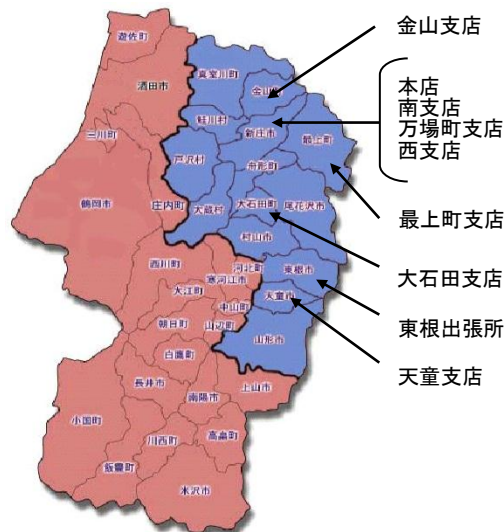
市(6)	新庄市、尾花沢市、東根市、村山市、天童市、山形市
町	金山町、真室川町、舟形町、最上町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
村	
北村山郡(8)	大石田町

上記14市町村を営業区域としております。

店舗所在地

●店舗

本店・本部	996-0027	新庄市本町2-9	0233-22-4222
大石田支店	999-4111	北村山郡大石田町大字大石田乙29-1	0237-35-2818
南支店	996-0033	新庄市下金沢町10-6	0233-22-4228
金山支店	999-5402	最上郡金山町大字金山321-2	0233-52-2021
天童支店	994-0026	天童市東本町2丁目7-5	023-653-8621
万場町支店	996-0028	新庄市万場町6-8	0233-23-1266
西支店	996-0073	新庄市栄町1-2	0233-22-5000
最上町支店	999-6101	最上郡最上町大字向町697-1	0233-43-2877
東根出張所	999-3720	東根市さくらんぼ駅前3丁目7番15号	0237-41-2252



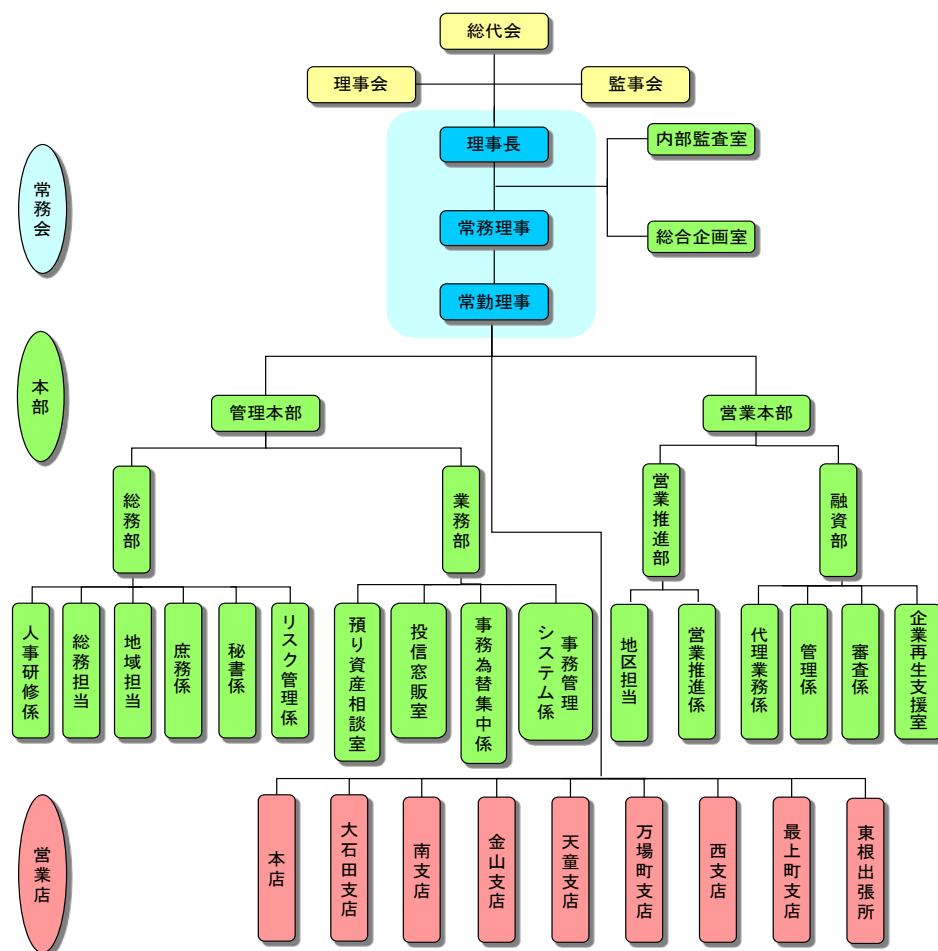
●店舗外現金自動サービスコーナー

ヤマザワ新庄店出張所	新庄市金沢字大道上2033-4
新庄市役所出張所	新庄市沖の町10-37
ヨークベニマル新庄店内	新庄市五日町字清水川1305-5
JR新庄駅ゆめりあ内	新庄市多門町1-2

主要な事業内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金
貸出業務	(イ) 貸付 手形貸付、証書貸付、当座貸越 (ロ) 手形の割引 銀行引受手形、商業手形等の割引
為替業務	送金為替、当座振込、代金取立等
附帯業務 ※上記の3業務に付随	1. 債務の保証 2. 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資 3. 公共債の引受 4. 代理業務 ①日本銀行歳入代理店 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③株式払込金の受入代理業務 ④信金中金、日本政策金融公庫等の代理貸付業務 5. 保護預りおよび貸金庫業務
証券業務	国債等公共債の窓口販売、投資信託の窓口販売
保険業務	生命保険、個人年金保険、損害保険の窓口販売

組 織 図



(平成27年7月末現在)

◆預金商品

種類	特色(内容)	期間	預入額
普通預金	給与・年金の受取り、公共料金・各種クレジットの自動支払い等にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
総合口座	1冊の通帳に普通預金と定期預金をセットした商品です。必要なときに定期預金の90%、最高200万円までご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	「無利息で、いつでも払い出しを請求できること、及び決済サービスを提供できること」の3条件を満たす預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	普通預金より有利な金利が残高段階別に設定されております。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	会社や商店のお取引に欠かせない手形や小切手をご利用になれる預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまったお金の短期間預け入れに最適な預金です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	引出しは納税時	1円以上
定期預金	まとまったお金を有利な金利で安全に増やせる預金です。		
大口定期預金	大口資金の運用に適した、定期預金の中でも高利回りな預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年経過すれば、1ヶ月前に満期日を指定できます。	最長3年	1,000円以上 300万円未満
変動金利定期預金	金利情勢に応じて適用金利が6ヵ月ごとに変動する定期預金です。	1年以上 3年以内	1,000円以上
新型複利定期預金	お預け期間に応じて6段階の固定金利、半年複利で大きく増やせます。6ヶ月たてば自由にお引き出しできます。	最長5年	1,000円以上 1,000万円未満
年金定期預金	年金を自動受取りされているお客様を対象とし、お一人様500万円以内で店頭表示金利(お預入期間により上乗せ金利が変わります)に上乗せいたします。	1年・3年	1,000円以上 500万円以内
介護支援定期預金	「要介護・要支援」の認定を受けられた方や介護に携わっておられるご家族の方を対象として、店頭表示金利に0.2%上乗せいたします。	1年	1世帯合計で 500万円以内
積立定期預金	一冊の通帳に、プランに合わせ自由な金額で積立てができます。	3ヶ月以上	1,000円以上
定期積金(スーパー積金)	目的にあわせて期間や金額を決め、毎月計画的に積立てる預金です。	6ヶ月以上 5年以内	1,000円以上
財形貯蓄預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引きですから、知らず知らずのうちに大きく貯まります。		
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金で、元本550万円(財形住宅と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
財形住宅預金	住宅取得のための資金を貯める預金で、元本550万円(財形年金と合算)までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
一般財形	貯蓄目的は自由です。課税対象となりますが、財形持家・進学融資の特典も受けられます。	3年以上	1,000円以上

ウィッシング・ブック定期預金(夢がかなう本)「えほん定期」 世界でたった一冊の、自分だけの本プレゼント!

「復興特別所得税」について

平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年1月1日より「復興特別所得税」が課せられることとなりました。これは、平成25年1月から平成49年12月までの25年間にわたり、所得税額に対し復興特別所得税として2.1%を課すというものです。

本税制により、平成25年1月以降は預金利息、国債利子等の利子所得および公募株式投資信託の配当所得、譲渡所得に対しても「復興特別所得税」が課せられます。(詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください)

◆融資商品

〔個人向けローン〕

種類	特色(内容)	期間	ご融資金額
住宅ローン	住宅新築、居住用土地購入、建売、中古住宅購入資金としてご利用いただけます。	35年以内	8,000万円以内
リフォームプラン	住宅の増改築、住居修繕費用等にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
カーライフプラン	新車、中古車購入資金、免許取得費用、車検費用等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
教育プラン	お子様のご入学金、授業料、教材購入、引越代等にご利用いただけます。	10年以内 (据置期間あり)	500万円以内
介護支援ローン	高齢者の方の自立や介護に必要な機器、設備の購入、バリアフリー、介護施設入所一時金にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
フリーローン	お使いみち自由(但し、事業資金及び旧債返済は除く)です。	10年以内	500万円以内
かむてんカードローン	お使いみち自由、いつでもお近くのATMでご利用いただけます。	3年更新	20～100万円以内
きゃっする			50～500万円以内
ミニカードローン			10～300万円以内

〔事業者向けローン〕

種類	特色(内容)	期間	ご融資金額
事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただけます。(業歴3年以上・2期以上の決算・確定申告を行っている法人及び個人事業主の方)	1年又は2年更新	2,000万円以内
小規模事業者カードローン	事業資金をカードでご利用いただけます。(同一事業の経歴1年以上で、1期以上の決算を行っている小規模事業者の方)	1年又は2年更新	300万円以内
経営サポート	設備資金や通常の運転資金等、事業資金にご利用いただけます。	10年以内	5,000万円以内

「みんなの応援団」

●パートやアルバイト、主婦の方もお申込頂ける、お使いみち自由なローンです。



しんきん お使いみち自由!
みんなの応援団
最高500万円まで
手取りは簡単な書類のみ
主婦 パート アルバイト OKです!

「スピードかんたんローン」

●お使い道自由! 事業資金もOK! スピード回答で支援します。



スピードかんたんローン
10年以内
5.85%～
500万円まで
利用しやすい
返済方法も
ご選択いただけます
個人事業主の方、法人役員の方も
ご利用いただけます
新庄信用金庫

「元気100倍ローン」

●おまとめ(ローンの一本化)や、ご旅行、車など、お使い道自由なローンです。

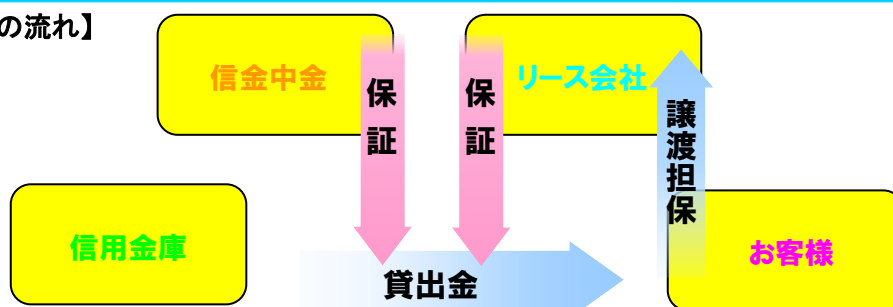


元気100倍ローン
3.5%
500万円まで
おまとめ
OK!
800万円まで
ご返済
OK!
新庄信用金庫

設備担保信用補完制度 しんきんMEサポート

- 全国の信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫がA・B・L【アセット・ベースド・レンディング＝不動産以外の動産(在庫・機械設備等)、債権(売掛金等)を担保として借入れするローン】の取組みのひとつとして開始したサポート制度を導入しております。

【全体の流れ】



◆各種サービス

サービス名	特色(内容)
キャッシュカードサービス	全国の信用金庫のＡＴＭを始め、セブン・イレブンのセブン銀行ＡＴＭで入出金・残高照会ができます。また、銀行・ゆうちょ銀行・農協のキャッシュコーナーでは出金と残高照会がご利用できます。
自動振替	公共料金、各種保険料、税金、クレジットカードの利用代金などが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
自動受取	給料、各種年金、配当金などがお受取日に自動的に、ご指定の預金口座に振り込まれます。
クレジットカード	㈱東北しんきんカードの「ＶＩＳＡ」カードのお申し込みを当金庫の窓口でお取次ぎいたします。
デビットカード	「デビットカードお取扱加盟店」でお買い物をする時、現金の代わりに当金庫のキャッシュカードを使ってお支払いいただけるサービスです。
貸金庫	預金証書、権利証、貴金属等お客様の大切な財産を安全に保管することができます。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをその日のうちにお預かりし、翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。
外貨両替	「円」から「米ドル」へ、「米ドル」から「円」に両替いたします。
法人インターネットバンキング	インターネット経由で、ご家庭や事務所にいながら当金庫本支店をはじめ全国の金融機関へ振込ができます。また、預金の各種照会や給与振込等のサービスもお取り扱いできます。
ファームバンキング(FB) ホームバンキング(HB)	パソコンや専用端末機の操作で、ご家庭や事務所にいながら当金庫本支店をはじめ全国の金融機関へ振込ができます。また、預金の各種照会や給与振込等のサービスもお取り扱いできます。
アンサーサービス	電話、ファクシミリ、パソコンで振込明細や預金残高などの照会サービスがご利用できます。
モバイルバンキング	N T T ドコモの i モードサービス契約をなさっているお客様が利用できるサービスで、振込・振替・入出金明細照会・預金の残高照会ができます。
集金代行サービス	新聞代、家賃、会費等や売掛金の回収などあらゆる集金を、お客様に代わって口座振替の方法により代行いたします。
テレホンバンキング	電話により、ご家庭や事務所にいながら預金の各種照会、他口座への振込・振替ができます。
スポーツ振興くじ(toto) 当せん金の払戻し業務	本店・大石田・天童の３店舗の窓口にて、スポーツ振興くじ(toto)の当せん金の払戻し業務を行っております。

カードご利用のお客様へ

カードは、預金通帳やお届け印と同様に、非常に大切なものです。万一、盗難にあわれたり、紛失された場合には、ただちにお取引店にご連絡ください。暗証番号は、他人に知られないよう、十分ご注意ください。とくに、暗証番号を記載したメモや、暗証番号を推測される手掛りとなるものは、カードと一緒に保管しないでください。カードの利用明細票は、必ずお持ち帰りください。

- 当金庫の職員が店舗外や電話で暗証番号をお尋ねすることは一切ありません。ご不審の場合には、すぐにお取引店にご照会ください。
- 総合口座（普通預金に定期預金がセットされた口座）の場合には、普通預金の残高がなくても預金引き出されてしまうことがあります。また、ＡＴＭには、窓口の営業時間外および土曜日、日曜日、祝休日にも移動しているものがありますので、盗難等の場合には、ただちにお取引店あるいは、**カード盗難紛失受付センター：フリーダイヤル 0120-793-714 (24 時間対応)**にご連絡ください。

取引時の確認等にご協力下さい

平成 25 年 4 月 1 日より「犯罪による収益の移転防止法に関する法律の一部を改正する法律（改正犯罪収益移転防止法）」が施行され、取引時の確認事項等が追加されました。取引時確認が必要な際には、運転免許証などの公的証明書により確認させていただきますので、ご協力下さいますようお願いいたします。

〔取引時の確認事項とその書類〕

取引時には、運転免許証などの公的証明書の確認等が必要となります。

なお、通常の取引と**ハイリスク取引**とで確認方法が異なる事項がありますので、ご注意ください。

※公的証明書で有効期限のある書類は、提示される日において有効である必要があります。また、有効期限のない書類の場合は、提示される日の前 6 ヶ月以内に作成されたものに限りします。

〔ハイリスク取引とは？〕

なりすまし・偽りが疑われる取引等、マネー・ロンダリングのリスクが高い一定の取引として、以下に該当する取引をいいます。

- ・当初の契約時の確認の際に顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引。
- ・当初の契約時の確認の際に確認事項を偽った疑いがある顧客等との取引。
- ・イラン・北朝鮮に居住、所在する者との取引。

〔ハイリスク取引時の確認〕

マネー・ロンダリングのリスクの高い一定の種類の取引（ハイリスク取引）を行う際に、より厳格な確認が必要となります。また、当該取引が 200 万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要です。（司法書士等士業者を除く。）詳しくは、当金庫の窓口へお問い合わせください。

◆中小企業等金融円滑化法の期限到来に対する取組方針、金融商品に係る勧誘方針等

中小企業等金融円滑化法の期限到来に対する取組方針

当金庫は、お客様からの貸付条件の変更等の申込みや資金需要があった場合には、これまで同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んで参ります。

1. ご相談に対する対応

- ①お客様からの、新規の借入のお申込、返済条件の変更等のお申込に対しては、真摯な対応を行い、財務諸表等の表面的な計数等にとらわれることなく、お客様のきめ細やかな実態把握に努め、できる限りお客様のご要望に沿えるよう適切な審査を行います。
- ②お客様からの新規の借入や返済条件の変更等のお申込に対して、お答えできない場合や、お客様の申込内容と相違する条件をお願いする場合は、その理由について迅速にわかりやすく丁寧に、誠意を持って説明いたします。

2. 中小企業のお客様への対応

- ①新規の借入のご相談・お申込については、お客様の特性およびその事業の状況を十分に勘案し、きめ細かくできる限り柔軟に対応するよう努めます。
- ②返済条件の変更等のご相談・お申込については、事業についての改善または、再生の可能性を十分に勘案し、きめ細かくできる限り必要な措置をとるよう努めます。

3. 住宅ローンをご利用のお客様への対応

返済条件の変更等のご相談・お申込については、お客様の将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客様の収入等の状況を十分に勘案し、きめ細かくできる限りお客様の要望に沿えるよう努めます。

4. 他の金融機関との連携

返済条件の変更等のお申し込みをお受けした場合に、他の金融機関、信用保証協会、住宅支援機構、中小企業再生支援協議会等とお取引がある場合には、お客様の同意を得たうえで、その関係機関と緊密な連携を図ります。

5. 経営改善支援および事業再生手続きへの対応

- ①お客様への継続的な訪問等を通じて、お客様の事業の実態に応じて経営改善に向けた積極的な支援を行います。経営改善計画の策定にあたっては、山形県経営改善センター及び山形大学等の外部機関と連携し計画書策定支援を行います。また、本業支援としてのビジネスマッチングや各種経営課題の解決に向けた取組みを積極的に実施して参ります。
- ②地域経済活性化支援機構、中小企業再生支援協議会等を通じた再生手続きに関するご要請をお受けした場合には、当該関係者と緊密な連携を図り事業の改善、再生の見通し等を十分に検討し適切に対応します。

6. ご意見・ご要望および苦情への対応

新規の借入のお申込、返済条件の変更等にかかる苦情相談窓口は下記のとおりです。なお、苦情・トラブル等につきましては、迅速かつ適切な対応を図るとともに、その内容を適切に記録・保存します。

相談窓口 ・各営業店融資窓口 平日 9:00～15:00

・営業本部融資部 フリーダイヤル：0120-255-744

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前9時から午後4時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解をいただいている場合を除きます。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険商品の窓口販売業務

当金庫では、お客さま一人ひとりの資産づくりの目的やライフサイクルに合わせた商品を提案しております。

「預金」だけではなく、保険商品も選べる便利さが注目を集めており、経験豊富な専門家が生命保険証券を一つ一つ確認しながら行う保険相談も好評です。生活を取りまくさまざまなリスクをカバーするために、ご相談をお待ちしております。

【生命保険】

保険種類	保険商品	引受保険会社	保険種類	保険商品	引受保険会社
個人年金保険	フコクしんらい定期年金(一時払型)	フコクしんらい生命保険株式会社	がん保険	がん治療支援保険 NEO	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	フコクしんらい定期年金(積立型)			新 生きるためのがん保険 Days	アメリカンファミリー生命保険会社
	たのしみ未来(積立型)	住友生命保険相互会社	定期保険	家族のお守り	損保ジャパン 日本興亜ひまわり生命保険株式会社
終身保険	フコクしんらい終身保険(一時払型)	フコクしんらい生命保険株式会社		収入保障保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	ふるはーとSアドバンス(一時払型)	住友生命保険相互会社	【損害保険】		
	ふるはーとWステップ(一時払型)				
	一生のお守り	損保ジャパン 日本興亜ひまわり生命保険株式会社			
	積立利率変動型終身保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社			
医療保険	フェミニヌ neo	損保ジャパン 日本興亜ひまわり生命保険株式会社	保険種類	保険商品	引受保険会社
	メディカルKit R	東京海上日動あんしん生命保険株式会社	住宅ローン関連の	しんきんグッドすまいる	幹事 共栄火災海上保険株式会社
	メディフィットA	メディケア生命保険株式会社	長期火災保険	しんきんグッドサポート	幹事 株式会社損害保険ジャパン
	メディフィットRe		債務返済支援保険	しんきんグッドバスポート	共栄火災海上保険株式会社
	フコクしんらい医療保険	フコクしんらい生命保険株式会社	積立傷害保険	セーフティ T	東京海上日動火災保険株式会社
	新医療保険A	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	傷害保険	標準傷害保険/キッズプラン	共栄火災海上保険株式会社
こども保険	夢みるこどもの学資保険	アメリカンファミリー生命保険会社	自動車保険	しんきんの自動車保険	ソニー損害保険株式会社
	ハローキティの学資保険	フコクしんらい生命保険株式会社			

投資信託の窓口販売

当金庫では将来の生活設計のための魅力ある資産運用商品として、投資信託の取扱をしております。投資信託とは、投資家から集めた資金を1つにまとめて、運用の専門家が株式や債券などに投資、運用を行う商品です。投資信託は預貯金とは違い「投資」ですので、以下の点に注意が必要です。

- ◆投資信託は預金、保険契約ではなく預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- ◆投資信託は預金・金融債・保険契約における保険金額と異なり、元本および利回りの保証はありません。
- ◆投資信託は組入価値証券等の価格下落や組入価値証券の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し元本欠損が生じることがあります。
- ◆投資信託の運用による利益および損失はご購入されたお客様に帰属します。
- ◆投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフの対象ではありません。
- ◆外国の債券等に投資する投資信託は、投資国の為替相場の変動等により、資産価値の減少等の為替リスクを伴います。
- ◆投資信託には、購入時または換金時等に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。保有期間中には信託報酬等の費用が信託財産から支払われます。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。
- ◆リスク内容等については各ファンドにより異なりますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- ◆投資信託をお申込みの際は、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等で商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)及び目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口にご用意しています。

◆手数料・A T M利用時間帯

SHINJO SHINKIN BANK 2015

【主な手数料一覧】

●為替手数料

種目	取扱区分			当金庫宛		他行宛
				同一店宛	本支店宛	
振込手数料	窓口扱い	電信	3万円未満	108円	324円	648円
			3万円以上	324円	540円	864円
		文書	3万円未満	－	－	648円
			3万円以上	－	－	864円
	ATM扱い		3万円未満	108円	108円	432円
			3万円以上	108円	324円	648円
	インターネットバンキング ファームバンキング ホームバンキング テレホンバンキング モバイルバンキング		3万円未満	無料	108円	432円
			3万円以上	無料	324円	648円
	総合振込 手数料	窓口	3万円未満	108円	324円	648円
			3万円以上	324円	540円	864円
		ネット	3万円未満	無料	108円	432円
			3万円以上	無料	324円	648円
	給与振込 手数料	窓口	3万円未満	無料	無料	648円
			3万円以上	無料	無料	864円
		ネット	3万円未満	無料	無料	432円
			3万円以上	無料	無料	648円
	定額自動振込		3万円未満	108円	324円	648円
			3万円以上	108円	540円	864円
代金取立手数料	至急扱い			432円	432円	864円
	普通扱い			432円	432円	648円
口座振替手数料	1データ当り			54円		
その他手数料	送金・振込組戻料 取立手形組戻料 不渡手形返却料			648円		

●その他手数料

小切手帳発行手数料	1冊	648円
約束手形帳発行手数料	1冊	864円
為替手形帳発行手数料	1冊	864円
自己宛小切手発行手数料	1枚	540円
マル専口座開設手数料	1件	3,240円
マル専手形用紙発行手数料	1枚	540円
残高証明書発行手数料	1件	324円
貸金庫利用手数料	年間	5,184円
夜間金庫利用手数料	月額	5,400円
国債保護預り手数料	年間1先	1,296円
各種取引証明書発行手数料	1通	324円
取引明細検索システム利用料	1枚	108円
通帳・CDカード再発行手数料	1件	540円
インターネットバンキング基本手数料	月額（機能限定版） 残高照会・取引履歴照会・ 資金移動等	1,080円
	月額（フル機能版） 上記に加え、総合振込・給 与振込・口座振替等	3,240円
インターネットバンキングその他手数料	電子証明書再発行手数料	540円
	お客様カード再発行手数料	1,080円
	各種再設定手数料（出張） 電話での各種再設定対応 は無料です	5,400円
	ファームバンキング基本手数料	月額 3,240円
ホームバンキング基本手数料	月額	1,080円
テレホンバンキング基本手数料	月額	216円
「iモード」モバイルバンキング基本手数料	月額	無料
アンサー自動通知サービス基本手数料	月額	無料
窓口両替手数料 （希望券種の合計枚数）	50枚まで	無料
	51枚～500枚	324円
	501枚～1,000枚	432円
	1,001枚～2,000枚	648円
両替機手数料 （希望券種の合計枚数）	2,001枚以上	1,000枚毎に 324円加算
	500枚以下	200円
	501枚～1,000枚	300円
	1,000枚以上	500円
不動産担保事務取扱手数料	住宅ローン	32,400円
	住宅ローン以外	21,600円
証書貸付の繰上返済手数料	返済金額の2%	最低1,080円
証書貸付の条件変更手数料	住宅ローン	5,400円
	その他	3,240円

●A T M利用手数料

区 分	当金庫および他金庫のカード		他行のカード	
平 日	08:30～18:00	無料	08:30～18:00	108円
	18:00～21:00	108円	18:00～21:00	216円
土 曜 日	08:30～14:00	無料	08:30～14:00	108円
	14:00～19:00	108円	14:00～19:00	216円
日曜・祝日	09:00～19:00	108円	09:00～19:00	216円

※A T Mにより取扱業務・時間が上記と異なる場合もございます。

●A T M利用時間帯

所在地	平 日	土 曜 日	日曜・祝日
店 内	本店		
	大石田支店		
	南支店		
	金山支店		
	天童支店		
	万場町支店		
	西支店		
	最上町支店		
店 外	東根出張所	09:00～19:00	09:00～17:00
	ヤマザワ新庄店出張所	08:30～21:00	08:30～19:00
	新庄市役所出張所	08:30～19:00	
	ヨークベニマル新庄店内	09:00～21:00	09:00～19:00
	JR新庄駅ゆめりあ内	09:00～20:00	09:00～17:00
	カード引出しのみ	カード引出しのみ	カード引出しのみ

※取扱業務／入金、出金、振込、残高照会、通帳記帳

※A T Mのご利用に際しては、手数料がかかる場合がございます。

※詳しくは最寄の窓口でお問い合わせください。

カード盗難紛失受付センター

0120-793-714



◇平日 / 8:45～18:00の入出金

◇土曜 / 9:00～14:00の出金

※1 一部、A T Mがご利用できない地域・店舗もございます。

※2 取扱時間は本店支店同様の時間となります。

しんきんのキャッシュカードなら
全国のしんきんATMを

0円

でご利用いただけます！

※1 本サービスは対象店舗に設置されたしんきんATMへ限定いたします。
※2 平日8:45～18:00の入出金、土曜9:00～14:00の出金
※3 本サービスは、お預けの残高が100円以上である必要があります。

「しんきんゼロネットサービス」の特徴

- 「しんきんゼロネットサービス」は、北海道から沖縄までの47都道府県に設置されている全国信用金庫A T Mを手数料無料（※1、2）で利用可能なサービスです。
- 信用金庫のキャッシュカードをお持ちの場合、全国約2万台のしんきんA T Mでご利用ができます。
- お取引信用金庫のA T Mが設置されていない地域でも安心してご利用いただけます。

大正12年	6月	産業組合法により新庄信用組合を創設
昭和27年	7月	信用金庫法により新庄信用金庫に改組
昭和36年	2月	大石田支店開設
昭和39年	11月	本店事務所新築落成
昭和42年	10月	南支店開設
昭和45年	11月	金山支店開設
昭和47年	9月	創立50周年記念式典
昭和49年	3月	天童支店開設
昭和51年	10月	万場町支店開設
昭和54年	5月	オンライン稼働
	7月	本店を現在地に新築移転
昭和55年	10月	西支店開設
	11月	しんきんネットキャッシュサービス取扱開始
昭和57年	5月	新総合オンライン乗換開始
	9月	創立60周年記念式典
昭和59年	1月	証券業務取扱開始
	10月	駅前支店開設
昭和60年	3月	MMC取扱開始
	12月	日本銀行当座取引開始
昭和61年	10月	南支店を現在地に新築移転
	11月	日本銀行歳入代理店契約締結
昭和63年	7月	東支店開設
	10月	大口定期預金取扱開始
平成 元年	1月	第三次オンラインスタート
	8月	店外ATM設置（新庄市役所）
平成 2年	3月	店外ATM設置（カルチャーパーク）
	4月	窓口業務取扱時間延長開始
	6月	スーパーMMC取扱開始
	10月	外貨両替業務取扱開始
	"	大石田支店新築
	12月	サンデーバンキング営業開始
平成 3年	2月	研修所（ベルグ・カフェ しんきん）開所
	6月	向町支店（現最上町支店）開設
	11月	スーパー定期・大口定期（3年）取扱開始
平成 4年	4月	アンサー業務取扱開始
	6月	貯蓄預金・スーパー積金取扱開始
	10月	資金移動取引サービス開始
	11月	バンクPOSサービス開始
平成 5年	5月	店外ATM設置（ヨコベ・ビル 新庄店）
	10月	創立70周年記念式典
平成 7年	10月	金山支店を現在地に移転
平成 8年	11月	オンライン「ポスト第3次システム」稼働
平成 9年	2月	キャッシュコーナーの祭日稼働開始
	11月	オンライン「ポスト第3次システム」二次機能サービス開始
平成10年	1月	しんきん文化ホール（レキシントン新庄）完成
	4月	ATM平日稼働時間を21時まで延長開始
平成11年	3月	東北地区信金初のインストア・ランチ東根出張所（現東根イオン店）開設
	3月	ゆうちょ銀行とATM相互接続開始
	"	『えほん定期預金』発売
	4月	『アンパンマン定期預金』発売
	10月	『つばさ歓迎定期預金』発売
	11月	「iモード」モバイル・バンキングサービス開始
平成12年	3月	「デビットカード」サービス開始
	4月	山形新幹線開業記念旅行「四国三泊四日の旅」
	6月	テレホンバンキングサービス開始
	7月	駅前支店を廃止、本店に統合
	12月	しんきんATMゼロネットサービス開始（しんきんネット手数料の全国無料化）
平成13年	3月	スポーツ振興くじ toto 払戻し業務開始
	4月	長期火災保険の窓口販売開始
	11月	信用金庫法制定50周年記念全国大会

◇歴代の組合長・理事長

近岡 卯吉	大正12年	6月～昭和24年11月
吉村 麟治	昭和24年	11月～昭和33年 5月
高山 四郎	昭和33年	5月～昭和37年 5月
森 清治	昭和37年	5月～昭和39年 5月
西田 芳松	昭和39年	5月～昭和44年 5月
井上 作松	昭和44年	5月～平成12年 4月
井上洋一郎	平成12年	4月～

昨年度からの主な動き

平成26年	7月	聖路加国際病院名誉院長の日野原重明先生による講演会
	8月	しんきん経済文化講演会 読売新聞特別編集委員 橋本五郎氏
	"	城南信用金庫「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」参画
	"	各信用金庫様に対する当地区内旅行支援や新庄まつり体験ツアーの支援
	10月	しんきんゴルフ大会を開催
	11月	信金発！地域発見フェア～全国のイチオシ企業と物産が東京ドームに大集結～に参画
	12月	しんきんエグゼクティブクラブ主催(株)エッサム会長八嶽昭氏講演会を開催
平成27年	2月	新庄商工会議所と共同で「雪国の暮らし体験ツアー」開催
平成14年	3月	『貯めごろ積金』発売
	4月	定期性預金ペイオフ解禁
	10月	生命保険窓口販売開始
	11月	『スピードくじ付定期預金』発売
平成15年	3月	個人向け国債取扱開始
平成16年	11月	無利型普通預金取扱開始
平成17年	6月	松井証券と当金庫営業店窓口での証券の申込受付に関する業務提携開始
	10月	東支店を廃止、本店に統合
平成18年	4月	投資信託の窓口販売開始
平成19年	5月	東京大学大学院農学生命科学研究科とバイオマス（生物資源）の利用研究に関するアドバイザリー契約締結
	12月	保険商品全面解禁による生命保険の窓口販売開始
平成20年	6月	第11回信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
平成21年	2月	新庄市消防団協力事業所として認定
	4月	山形大学工学部、同大学国際事業化研究センターと連携協力協定締結
	"	経済産業省の地域力連携拠点事業において山形大学パートナー機関採択
	9月	県内4信用金庫と山形銀行間ATM相互利用の業務提携、サービス開始
平成22年	3月	やまがた絆の森 しんきん結の森・ぐるっと花笠の森【新庄】協定締結
	"	経済産業省の中小企業応援センター事業において山形大学とともに採択
平成22年	7月	井上理事長が山形県信用金庫協会の会長に就任
平成22年	11月	井上理事長が黄綬褒章を受賞
平成23年	2月	県内4信用金庫と荘内銀行間ATM相互利用サービス「く（荘銀・しんきん）べんりだネ！つと」業務提携/3月開始
平成24年	3月	県内4信用金庫ときらやか銀行間ATM相互利用の業務提携、サービス開始
平成25年	6月	大蔵村と観光客誘致連携協力協定締結
平成26年	6月	創立90周年記念

当金庫では、平成15年4月から平成17年3月まで、中期経営計画「チャレンジ21パートⅠ」として、各業務の変革・改善を行い、生産性向上を強力に進めてまいりました。

平成17年4月から平成19年3月までのパートⅡにおいては、新BIS基準（バーゼルⅡ）が導入され、平成19年4月から平成21年3月までの「チャレンジ21パートⅢ」及び平成21年4月から平成24年3月までの「チェンジ&チャレンジ21パートⅠ」においては、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化」「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底」「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」を主な柱とし、平成24年4月から平成27年3月までは「チェンジ&チャレンジ21パートⅡ」として、取り組んでまいりました。

そして今般、平成27年4月から平成30年3月までにおいては、新たに「チェンジ&チャレンジ21パートⅢ」として、下記のように取り組んでおります。

【計画期間】

平成27年4月1日から、平成30年3月31日まで（3年間）

【中期計画基本方針】

信用金庫業界全体の長期経営計画策定要綱「しんきんスクラム強化3か年計画～独自性発揮による地域の成長と価値創生をめざして～」の計画理念を受け、平成27年度、28年度、29年度の当金庫の経営の基本方針を次のように設定しております。

果敢に挑戦していく決意のもと、信用金庫の独自性・特性を活かしながら、お客様や地域の成長・発展等に資する取組みを推進していくことにより、信用金庫の存在意義を高めて、地域社会において必要とされる金融機関であり続けることを目指す。

【上記基本方針を実践するための経営戦略項目】

1. 「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」
2. 「地域の面的再生への積極的な参画」
3. 「地域や利用者に対する情報発信」

【重点項目】

- ◆ この方針を推進するための戦略として、専門家派遣による取引先のコンサルティング事業支援、消費者ローンを中心とした融資増強、保険商品を中心とした預り資産の増強を引き続き行うと共に、専門家等による第三者的な視点や知見を積極的に活用し、取引先に対する抜本的な支援に注力する。
- ◆ 法人先に対しては、山形大学との連携による産学金連携横町のビジネスマッチング事業や、経済産業省の中小企業に対する事業への参画により、中小企業診断士、コンサルタント等の専門家を派遣し、顧客のニーズや地域情報を蓄積しながら、取引先の経営支援・相談等のサポートを行っていく。
- ◆ 個人先に対しては、引き続き「保障診断サービス」を活かした保険窓販に注力し、FP知識を活用してお客様に喜ばれるような提案営業を行っていく。

【中小企業の経営支援に関する取組み方針】

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮し、地域経済の発展に寄与するため、全力を傾注して取組んで参ります。

【中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況】

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程、経営改善支援取扱規程の制定
- ・新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、お客様への十分な説明等を行うため、営業本部融資部及び各営業店に相談窓口を設置し、その解決に向けた態勢整備の実施
- ・複数の金融機関から借り入れを行っているお客様からの貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善や事業継承が必要な企業については、外部機関との連携により専門家派遣等の支援を実施

【中小企業の経営支援に関する取組状況】

①創業・新規事業開拓の支援

- ・当金庫制度融資「街のお手伝い」「NPOローン」及び県信用保証制度等による支援を実施（平成26年度「創業・新事業支援資金」実績14件、33百万円）

②成長段階における支援

- ・ビジネスマッチ東北等を活用した販路拡大支援を実施（「ビジネスマッチ東北2014」にて21先に対し出展・販路拡大マッチング支援）
- ・県信用保証制度「経営サポート」により担保や第三者保証に依存しない融資による支援を実施

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・経営支援先を選定し、経営改善計画策定（平成26年度策定支援先数41件）のための支援および経営改善実行のための助言・進捗状況管理を実施
- ・中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業：ミラサポにおける専門家派遣により、経営課題改善支援や経営相談の実施（平成26年度も「山形大学学金連携プラットフォーム」に参画し、中小企業診断士によるIT相談や、大学教授、コンサルタント、デザイナー等専門家、アドバイザーによる経営相談を年間10回実施）
- ・中小企業等の金融円滑化を図るとともに、制度融資を活用し、経営安定化および営業店、融資部が連携を図りながら貸付条件変更等に積極的に対応、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施

【地域の活性化に関する取組状況】

当金庫は、地域経済の活性化を目的として外部機関と連携し以下の取組みを実施しております。

- ・信用金庫の全国ネットワークを活かした城南信用金庫主催フェアにおける地域のPR活動、他県信用金庫の県内旅行誘客とバックアップ、バイオマスもがみの会における環境省委託業務「最上地域再生可能エネルギー協議会」への支援、もがみ自然エネルギー株式会社設立の支援

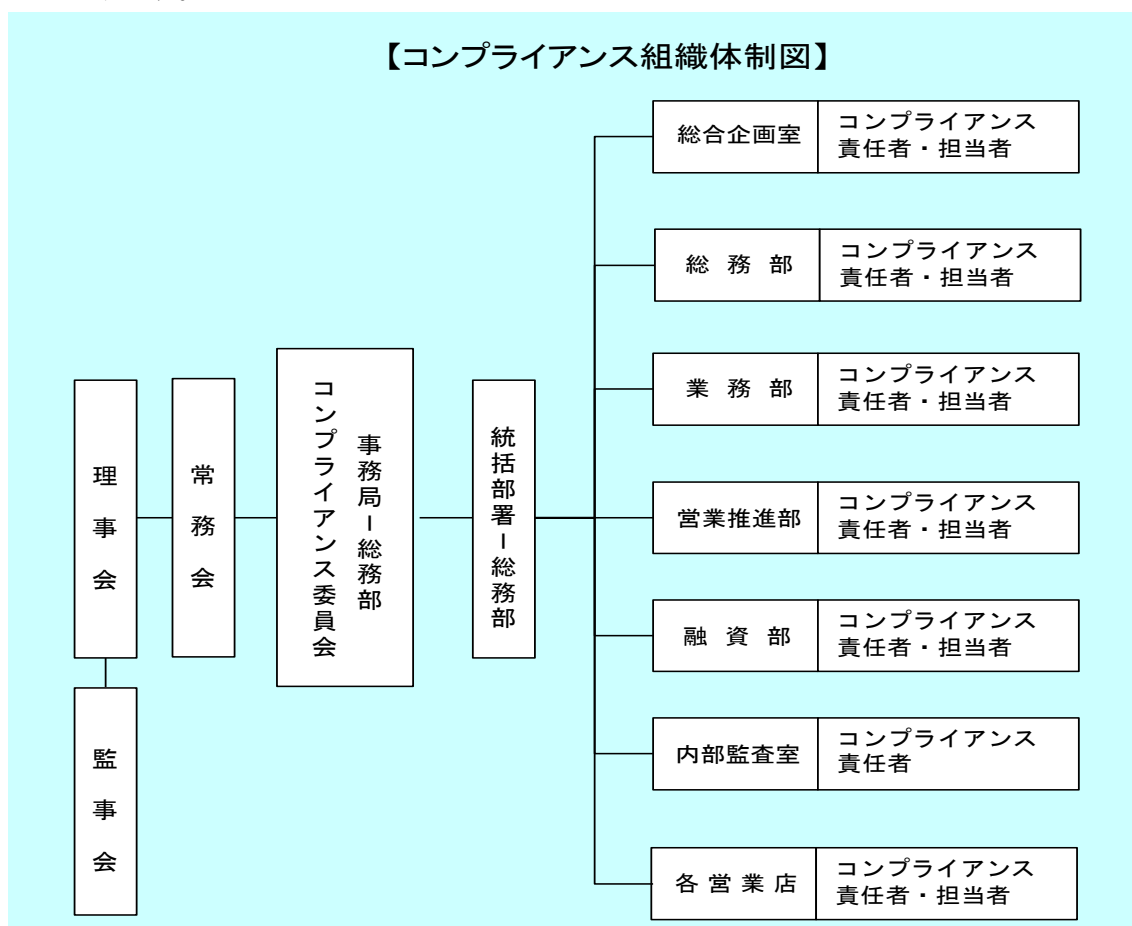
【法令等遵守（コンプライアンス）の体制の強化】

当金庫では、法令、社会的規範等の遵守、すなわちコンプライアンスを重要な経営課題の一つとして認識し、これを徹底するため以下の施策を行っております。

まず、コンプライアンスに関する規範「倫理綱領」を制定し、全職員に配布しております。これは、当金庫が法令等遵守の基本方針として定めた5つの項目（1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任、2. キメ細かい金融サービスの提供と地域社会発展への貢献、3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営、4. 反社会的勢力の排除、5. 経営の自己責任原則と積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実）からなる「新庄信用金庫倫理綱領」と、「法令等遵守規定」、「役職員基本的心構」、「不祥事件の取り扱いに関する規程」、「チェックリスト」、日常業務において遵守すべき主な法令等の手引きとしての、別冊「コンプライアンスマニュアル」から構成されており、単なる倫理規定に留まらず、役職員の具体的な行動規範を示したものです。そしてこのようなコンプライアンスの意識を周知徹底させるため、毎年度、コンプライアンスプログラムを実施しております。

また、営業店等にコンプライアンス責任者・担当者を置き、自主勉強会等を通じて各役職員にコンプライアンスの徹底を図るとともに、日々の業務における法令、社会的規範等の遵守状況についてチェックを行っております。

【コンプライアンス組織体制図】



【個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）】

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めております。また、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を公表し、個人情報の機密性・正確性の確保に努めております。

【金融ADR制度への対応】

〔苦情処理措置〕

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、店頭掲示で公表しています。苦情等は、当金庫営業日（９時～１５時）に営業店または総務部（電話：０２３３－２２－４２２２）にお申し出ください。

〔紛争解決措置〕

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- ・ 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として謝絶します。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し職員の安全を確保しつつ組織として対応し迅速な問題解決に努めます。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- ・ 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

【「振り込め詐欺」（新名称「母さん助けて詐欺」）等の金融犯罪について】

確実に値上がりするなどといって投資を勧誘する未公開株勧誘詐欺、医療費、税金、年金等の還付があるなどといって巧妙にＡＴＭを操作させてお金を振り込ませる詐欺が多発しています。また、お子さんやお孫さん、または警察官、弁護士、国税局・税務署員、社会保険事務所職員などになりすましお金を振り込ませる詐欺なども続発しています。お客さまにおかれましては、このような被害に遭われないように十分ご注意ください。

【業務継続計画（BCP）について】

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、事件・事故や災害などが原因で、重要な業務が中断しないように、または中断してしまった場合に、復旧目標時間以内に重要な業務を再開できるように協力し、準備するための計画を言います。

当金庫では、業務継続が困難となる危機の発生時において、顧客・役職員の安全確保及び二次災害の防止に努め、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的とし、業務継続計画（BCP）規定を作成の上、次の事項を基本方針としております。

- （１）お客様や地域住民、当金庫役職員等、人命の安全確保を第一に優先する。
- （２）地域住民の生活や経済活動の維持に必要な金融サービスを提供する。
- （３）当金庫の決済不能を防止し、社会全体への決済面での混乱拡大を抑制する。
- （４）金融機関としての経営面でのリスクを軽減する。

【当金庫における節電対策について】

当金庫では、今夏に向けて、政府が求める使用最大電力の需要抑制を踏まえ、地域社会の一員として社会的責任を果たす観点から、節電に関して積極的な取組みを推進してまいります。

●空調に係る節電

- ・ 冷房中の室温を原則２８度とすることの徹底
- ・ クールビズの徹底
- ・ 電算機室等個別空調機器の適切な温度設定

●照明に係る節電

- ・ 営業店及び事務室等常時照明が必要なエリアは、最低限の照明を確保しつつ、照明の大幅な間引き
- ・ 常時使用していないエリア（会議室、廊下等）は出来る限り消灯を徹底

●ＯＡ機器、その他の機器等に係る節電

- ・ 業務に支障をきたさない範囲でプリンタ、コピー機、ＦＡＸ等の稼働台数の削減
- ・ エレベーターの利用制限（階段利用の奨励）



節電に協力を！

おたぐも うるも 新庄信用金庫

【当金庫節電推進ポスター】

【統合的リスク管理について】

基本的考え方

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑、多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理の基本として、牽制機能を発揮した管理運営を通じたリスクの認識と把握を行うことが、リスクと収益・経営体力のバランスを考慮した適正な業務の遂行を可能にするものと考えております。

リスク管理の区分

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出が回収不能、または利息が取立て不能になり、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するために貸出審査・管理部門を強化した厳格な審査態勢の構築や、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部から営業店への指導等により貸出審査能力の向上を図っております。また、有価証券等による資金運用においては、発行体の信用リスク等による元本リスクの存在を認識し、保有期間、信頼水準、業種別相関、デフォルト率等のデータにより、リスク量を算出し管理しております。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値（現在価値）が変動し、損失を被るリスクおよび資産・負債から生み出される収益（期間収益）が変動し損失を被るリスクのことです。資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、さらに「為替リスク」からなる市場リスクに対応するため、当金庫では信金中金、証券会社等の情報交換を密にし、機動的に対応できる体制をとっております。また、フロント・オフィス（運用）、ミドル・オフィス（管理）、バック・オフィス（事務）の職責分離により、市場リスクの管理態勢の確立に向け、リスク管理委員会、ALM委員会における情報共有を図りながら取り組んでおります。

なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクから構成されます。

○金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク。

○為替リスク

外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。

○価格変動リスク

有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。

③流動性リスク管理

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中金に預け入れるとともに、信金中金が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、以下のリスクとしてとらえております。当金庫では、総合的な管理態勢の整備・確立を行い、業務の健全性・適切性を確保することを目的として、オペレーショナル・リスクの顕在化の未然防止および極小化に努めてまいります。

○事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を引き起こすことによるリスクのことです。当金庫では、本部業務部が営業店に対し定期的に臨店指導を実施する一方、店内検査の月例実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のための内部規定を整備し、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。

○システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動・不備等やコンピュータシステム等が不正に使用されることにより生じるリスクで、当金庫ではマニュアル及び要領等を作成し対策を講じております。

○法務リスク

法務リスクとは、金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規程等に違反し、顧客に対する過失による義務違反及び不適切なビジネス・マーケット慣行から生じるリスクをいいます。当金庫では、コンプライアンス委員会にて、新業務、新商品、新サービス等の開始時等においてリーガルチェックを実施するなど、リスクの把握と適正な管理を行っております。

○人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）から生じるリスクをいいます。その対策として当金庫では、定期的に職員に対しコンプライアンス・チェック等を行っております。

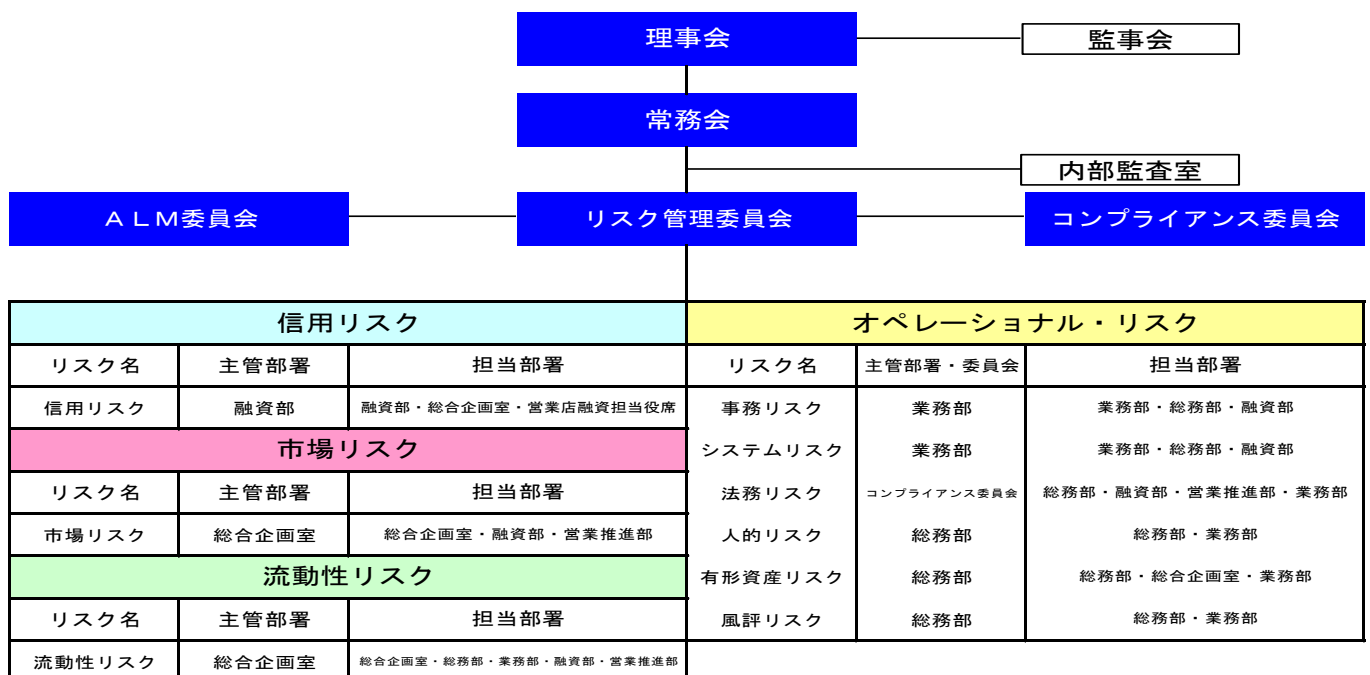
○有形資産リスク

有形資産リスクとは、自然災害等その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等のリスクをいい、有事の際には、その対策としてマニュアル及び要領等を作成し対策を講じております。

○風評リスク

風評リスクとは、当金庫の評判の悪化や風説の流布等による信用不安等のリスクをいいます。その抑止策として、健全性確保と収益性向上を伴った経営力の強化とともに、適切な情報開示により経営の透明性を確保しております。

【統合的リスク管理体制図】



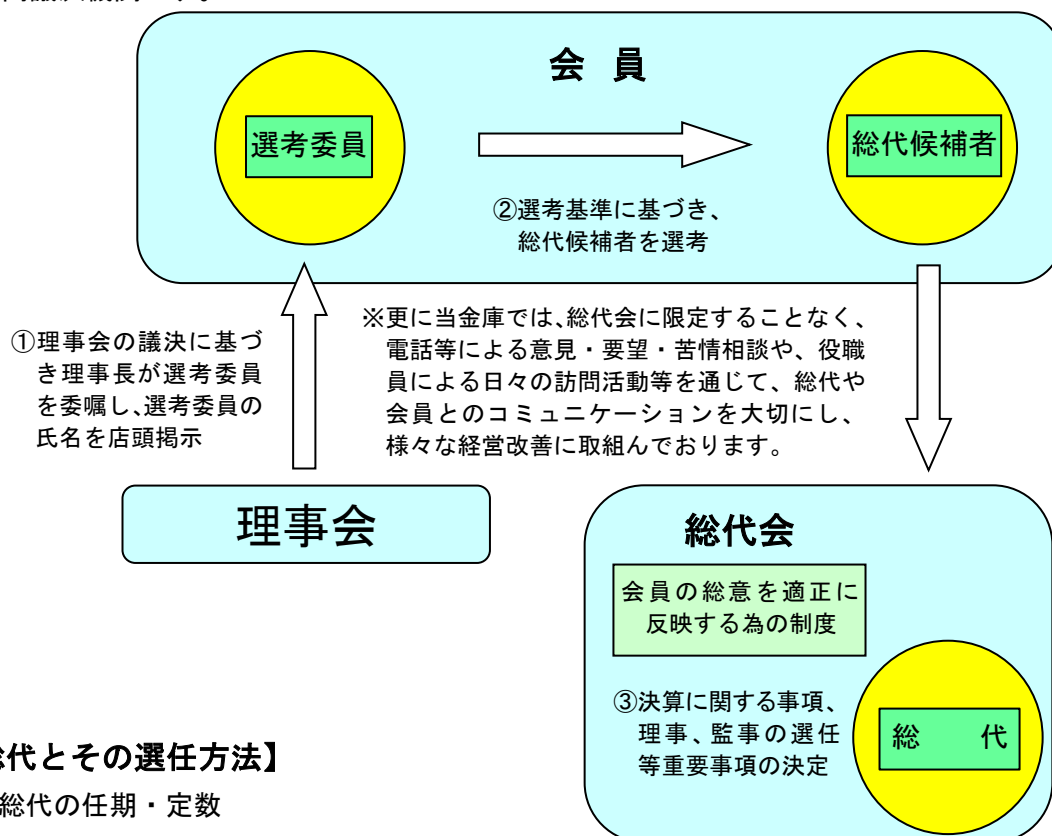
【信用金庫の特性】

協同組織の金融機関である信用金庫は、地域の皆様が利用者・会員となって互いに地域の繁栄を図る相互扶助の理念に基づき、限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした金融機関であります。

株式会社である銀行は、収益面で株主の利益が優先されるのに対し、信用金庫は、会員や地域の皆様の利益が優先され、会員・お客様自らの自己実現と、経済的支援だけでなく、地域社会の文化的・社会的貢献をととして豊かな地域社会の実現を目的としております。

【総代会の機能について】

総代会は、当金庫の会員の中から定款に定める方法によって選任された総代で組織される、当金庫の最高議決機関です。



【総代とその選任方法】

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年
- ・総代の定数は55人以上70人以内

(平成27年3月末現在会員数7,314名、平成27年6月16日現在総代数62名)

2. 総代の選任方法

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- ③その総代候補者を会員が信任する

3. 総代候補者の選考基準

- ①総代としてふさわしい見識を有している者
- ②良識を持って正しい判断が出来る者
- ③人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ④その他総代選考委員が適格と認めた者



CSR 取組み

(コーポレート・ソーシャル・レスポンジビリティ)

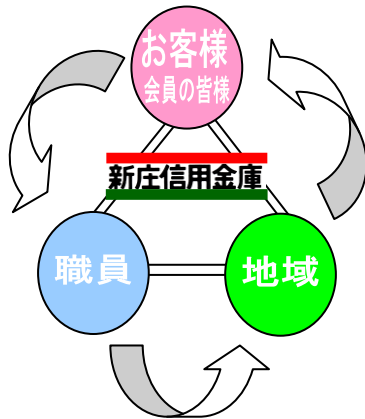
CSRとはCorporate Social Responsibilityの略で、一般的に「企業の社会的責任」と言われます。

～ご存知ですか？CSR～

企業の事業継続性(サステナビリティ)は財務諸表のみではなく、お客様、職員や地域社会などの存立基盤によって形成されるものであり、こうした多面的な配慮が、企業の将来的な発展において必須の条件であるという考え方です。協同組織である当金庫は、日頃の本業を通じた事業活動そのものが、CSR活動に結び付いております。



地域の介護施設へ車椅子を贈呈



◆ コーポレートガバナンス（企業統治）

・お客様の声に耳を傾けます。

当金庫ではお客様から頂いたご意見等を参考に、様々な活動を行っております。

- ・ 社会保険労務士との連携による「個別年金相談訪問」を年間33件実施いたしました。
- ・ 中小企業診断士によるIT相談や、コンサルタント、デザイナー等専門家、アドバイザーによる経営相談を年間10回実施しております。
- ・ 山形大学の柴田孝教授による企業への現場改善相談を行いました。
- ・ 山形新幹線の足湯付列車「とれいゆ つばさ」の日帰り旅行を145名のお客様による貸切にて行い、秋にも同様の企画をしております。
- ・ 聖路加国際病院名誉院長の日野原重明先生による講演会「いきいきと健康に生きる…歌声と共に」を新庄市と共催で開催し、60歳以上のお客様350人が来場しました。



大学教授、中小企業診断士、コンサルタント、デザイナー等専門家による経営相談



日野原重明先生による講演会を開催

◆ ステークホルダー（当庫を取り巻くあらゆる利害関係者の方々）

・お客様からの相談にアドバイスできる様、努力しております。

当金庫では、法人のお客様の課題発掘・解決に関する取組みや、個人のお客様の現状・将来の生活設計に役立てるよう、ご相談機能、新商品の開発、サービスの一層の充実に向け、職員一丸となって国家資格であるファイナンシャルプランニング技能士の取得やその他認定資格獲得を目指し、努力してまいります。

<進捗状況>

- ・ 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会のAFP資格とCFP®資格取得に向けた取組みを継続し、2級FP技能士資格(AFP資格)取得者合計が60名、AFPより上級資格のCFP®取得者が3名となっております。



「山形大学認定産学金連携コーディネーター研修・スキルアップ研修」に職員が参加し、現在13名の職員が認定を受けております

◆ 産学金連携・ビジネスマッチング・信用金庫間連携

- ・当金庫は、山形大学工学部、同大学国際事業化研究センターと、産学金の三者間連携協力協定を締結し、お客様の課題発掘・解決に関する取組みを行っております。
- ・中小企業が抱える経営課題への支援体制を強化するため、国の事業である「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）」にて認定されている「山形大学産学金連携プラットフォーム」に参画し、様々な支援を実行しております。

＜産学金連携・ビジネスマッチング関連：26年4月～27年3月＞

- ・「ビジネスマッチ東北2014」において招聘企業バイヤーに対しマッチングを支援。
- ・山形大学と地域企業の橋渡しをするコーディネーター人材の育成研修である「山形大学認定産学金連携コーディネーター研修」において参画し、合格者を輩出。
- ・山形大学国際事業化研究センターの柴田孝教授による「製造ライン診断」として、お取引先様に対するサポートを実施し現場課題改善に貢献。
- ・山形大学の企業向け勉強会に、当金庫のホールを提供するなどのバックアップを行い、お取引先様・地元企業全体と産学官とのネットワークづくりを推進。
- ・城南信用金庫が主催した「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」に参画しお取引先様に対する出展支援・サポートを行いました。
- ・山形大学認定産学金連携コーディネーター研修に職員が参加し現在13名の職員が認定を受けており、うち6名がシニアコーディネーターとして認定されております。



山形大学認定「産学金連携コーディネーター」研修発表会



山形大学の企業向け勉強会「最上夜学」に、当金庫のホールを提供するなどのバックアップ



城南信用金庫が主催した「日本を明るく元気にする“よい仕事おこし”フェア」に出展しました（東京国際フォーラム）



バイオマスもがみの会が中心となっている環境省の地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務採択に係る「最上地域再生可能エネルギー協議会」を支援



新庄市花と緑のまちづくり市民会議による「植栽整備事業：せせらぎ市民花壇」に参画し花の苗を植栽

◆ エコロジー・社会貢献

- ・NPO法人バイオマスもがみの会と共に、バイオマス（生物資源）の利用に関する普及啓発活動や、企業の森づくり活動、新庄「小さな親切」の会の新庄事務局の運営等、明るく住みよい地域社会づくりに貢献しています。

※その他、商店街の清掃活動、花の苗プレゼントや、節電・夏季クールビズ運動等を行っております。

＜バイオマス関連：26年4月～27年7月＞

NPO法人バイオマスもがみの会と共同で

- ・環境省の地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務採択に係る「最上地域再生可能エネルギー協議会」運営支援、もがみ自然エネルギー株式会社への支援。
- ・また、県民みんなで支える森・みどり環境公募事業・県民参加の森づくりとして「やまがた絆の森【しんきん結(ゆい)の森・ぐるっと花笠の森【新庄】】」の活動を行っております。

＜「小さな親切」の会、社会貢献関連他：26年4月～27年7月＞

- ・新庄「小さな親切」の会事務局として、あいさつを通じて子どもたちの心づくりを推進する「あいさつ運動推進校」に対する支援や、清掃活動等を行いました。
- ・企業の森づくり活動の一環として「オリエンテーリングときのこ収穫体験・芋煮会」や、「木チップ遊歩道整備」を開催。
- ・新庄市花と緑のまちづくり市民会議による「植栽整備事業：せせらぎ市民花壇」に参画し花の苗を植栽しました。

◆地域密着型金融の取組み状況

SHINJO SHINKIN BANK

2015

「地域密着型金融の取組み状況」(平成26年4月～27年3月)

新庄信用金庫

項 目	取組み内容	成果(効果)
1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮		
(1) 日常的・継続的な関係強化と経営の目標や課題の把握・分析	- 顧客企業の経営資源、事業拡大や経営改善に向けた意欲、経営の目標や課題を実現・解決 - 顧客企業の関係者（取引先、他の金融機関、外部専門家、外部機関等）の協力体制の構築 - 顧客企業による経営の目標や課題の認識・主体的な取組みの促進	- 山形大学と共に顧客の課題発掘・解決に関する取組みを展開、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化につながるような具体的な取組みを行い、同内容にかかる取引先の売上拡大、相談・支援機能の強化が成果として得られた - 中小企業・小規模事業者フンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）：ミラサボにおける専門家派遣により、経営課題改善支援や経営相談の実施（「山形大学学金連携プラットフォーム」に参画）
(2) 最適なソリューションの提案	- 顧客企業の経営目標の実現や経営課題の解決に向けた最適なソリューション提案と、他の金融機関、外部専門家、外部機関等と連携 ＜提案ソリューション＞ - 創業・新事業支援、新分野進出支援等による育成 - 顧客企業に対するビジネスマッチング等販路拡大、事業再生、経営改善に役立つ支援等 - 顧客企業の状況や地域金融機関の規模・特性等に応じた種々多様であるコンサルティング機能の発揮 - 担保・保証に過度に依存しない、キャッシュフローを重視した融資商品等による資金供給方法の多様化	- 山形大学と県内4信用金庫で形成する産学金連携横町のビジネスマッチング事業として、平成26年11月6日に宮城で開催された「ビジネスマッチ東北2014」において、お取引先21先に対し出展・販路拡大マッチング支援を行い、27年度も参画予定 - 新分野進出・新事業創出等に対する各方面との連携・情報の共有化や営業店の動きが、新規事業開発継続・新分野進出等に徐々に結びついている。実績は、「創業・新事業支援資金」実績11件、25百万円 - 中小企業診断士によるIT相談や、大学教授、コンサルタント、デザイナー等専門家、アドバイザーによる経営相談を年間10回実施 - 経営改善計画策定支援（実績41件）等、各方面との緊密な連携による事業再生支援を実施 - 個人先に対しては、引き続き「保障診断サービス」を活かした保険窓販に注力し、FP知識を活用してお客様に喜ばれるような提案営業を行っている 「2級FP技能士資格」取得率を高め、顧客に対する個人資産相談業務及び資産設計提案機能の提供ができるよう、引き続き知識・経験の習得推進等を継続し、2級FP技能士資格(AFP資格取得者)合計は60名、上級資格のCFP合格者が3名 「FP技能士資格取得率(総合職に該当する職員数比)」27年3月実績 78.33% - 法人先に対しては、山形大学との連携による産学金連携横町のビジネスマッチング事業や、経済産業省の中小企業支援事業参画により、中小企業診断士、コンサルタント等の専門家を派遣し、顧客のニーズや地域情報を蓄積しながら、取引先の経営支援・相談等のサポートを行っている - 山形大学工学部、山形大学国際事業化研究センターと地元中小企業の事業支援のための連携協力協定に伴う活動の継続 「かんたんローン」実績 307件、342百万円 「みんなの応援団」実績 191件、320百万円 「NPOローン等」実績 3件、8百万円 - 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資等の取組み実績 501件、671百万円
2. 地域の面的再生への積極的な参画		
(1) 成長分野の育成や産業集積による高付加価値化などの地域の面的再生に向けた取組み	- バイオ関連新規事業開発やNPO育成、新分野進出・新事業創出等、東京大学大学院や山形大学、県や市町村、中小企業支援センターと連携しながら創業・新事業支援に取り組む - 地域が一体となった独自の魅力を形成する活動のため、当金庫独自の取組みを行う	理事長が代表を務めるNPO法人と連携し、フォーラム、ワークショップ、セミナー、地域振興・地域活性化を目的とした企業の森づくり等を開催、同時に産学官地域一体ネットワークづくりを中心に行った
(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供	- 地方公共団体や中央機関・業界団体、中小企業関係団体及びNPO等の関係機関と連携 - 地方公共団体による地域活性化に関するプロジェクトに対して情報・ノウハウ・人材を提供	- NPO法人バイオマスもがみの会との共同取組み - 環境省の地域主導型再生可能エネルギー事業化検討委託業務採択に係る「最上地域再生可能エネルギー協議会」の運営支援や、同協議会が事業主体として新規で立ち上げた公益性の高い「もがみ自然エネルギー株式会社」への支援 - 県民みんなで支える森・みどり環境公募事業、県民参加の森づくりとして「やまがた絆の森『しんきん結(ゆい)の森・ぐるっと花笠の森【新庄】』」の活動の継続 - 平成26年6月14日から開催された「山形デスティネーションキャンペーン」をきっかけに、県民の皆様一人ひとりが、地域への理解を深め、魅力や価値を知り、愛着と誇りを持ってそれらを伝え、訪れる方の気持ちになってお迎えする事などを謳った「山形日和。」おもてなし宣言に賛同し、おもてなしプラン（第38号）に登録 - 山形大学の企業向け勉強会に、当金庫のホールを提供するなどのバックアップを行い、取引先・地元企業全体と産学官金とのネットワークづくりを推進 - 山形大学工学部、山形大学国際事業化研究センターと地元中小企業の事業支援のための連携協力協定締結を基に、地域密着の金融機関である信用金庫の情報力を生かし、大学の研究技術等を地元企業のニーズと効果的に結び付け、地域産業の新たな取組みや新事業の創出、各種課題解決などを支援
3. 地域や利用者に対する情報発信		
(1) 地域密着型金融の取組みに関して、具体的な目標やその成果を地域や利用者に対し情報発信	本誌ディスクロージャー誌の当金庫ホームページ掲載や各営業店における備え付けを通じて、CSR（企業の社会的責任）の取組みや地域密着型金融の取組みを情報発信	本誌ディスクロージャー誌の当金庫ホームページ掲載や各営業店における備え付けだけでなく、各新聞メディア、業界紙等において平成26年度中に合計91回の発信実績となった
(2) 収益力や財務の健全性の向上	- 経営の健全性を前提とした収益性を強化・向上に関連する数値目標として「コア業務純益」を設定 27年3月目標 410百万円	＜数値目標に関する達成状況＞「コア業務純益」 27年3月目標 410百万円 27年3月実績 1,066百万円

新庄信用金庫と地域社会

～ 地域に根ざしたコミュニティバンクをめざして ～

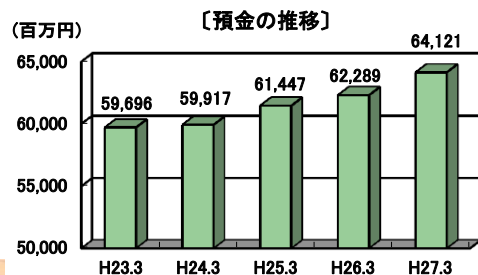
< 当金庫の地域経済活性化への取組みについて >

当金庫は山形市以北の村山、新庄・最上地域を事業区域として、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

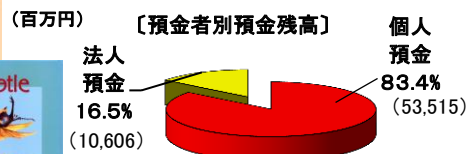
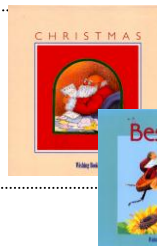
◆預金積金残高 【64,121百万円】

当金庫では、地域のお客様の堅実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。より多くのお客様からご利用いただけるよう、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。



「えほん定期」(夢がかなう本)

えほんの主人公に、お子様等のお名前が入った、世界でたった1冊の自分だけのオリジナル絵本をプレゼントします。



新庄信用金庫

地域のお客様／会員の皆様

預金積金／出資金

「地元」で預けて頂いたお金は「地元」へ。

貸出金／支援サービス

◆貸出金残高【38,311百万円】

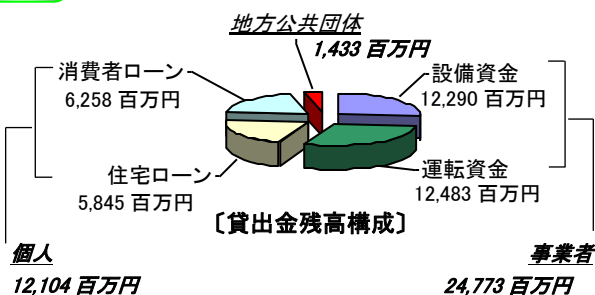
預金積金に対する割合【59.7%】

地元のお客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するためにご融資を行い、地域社会に還元しております。その結果、個人のお客様を含めた地域の事業者の皆様に対し、総貸出金の約92.9%をご融資しております。

◆取引先への支援等

当金庫は、業績低下に苦慮しているお客様に親身になって相談し、打開のための改善策や経営改善計画書等へのアドバイスをするなど、金銭面だけでなく生きた支援を心掛けております。

また、お取引先事業経営者への情報提供と、異業種交流・親睦を図る場として「しんきんエグゼクティブクラブ」を運営し、経済・文化講演会や会計啓発セミナー等を開催し、お取引先様の発展と繁栄のお手伝いをしております。



◆新規創業支援

地域の活性化を図るため、創業支援資金として「コミュニティローン」や街づくりを支援する「NPOローン」がございます。



しんきんのイベント

信用金庫の日（毎年6月15日）

全国の信用金庫が各種イベントを開催しております



つくたての餅やこんにやく、アイスクリームが振る舞われます



お客様感謝デー

毎月15日に花の苗、アメ、風船等をプレゼント



地域再発見ツアー・小旅行

地域の知られざる名所や施設などを見学する「再発見ツアー」や小旅行、新幹線ツアー等を開催しております



正月イベント(本店)

つくたてのお餅・こんにやく等の振る舞いや、晴着で「お点前」のおもてなしが行われ、また小正月の恒例行事として「なし団子」が飾られます



親睦

毎年「ビールパーティー」、「しんきんゴルフ大会」、「懇談会・懇親会」、「支店イベント」等を開催しております



当金庫屋上で風景を眺めながら乾杯



支店イベントとして、ワインのタベ等の開催



財団法人日本健康スポーツ連盟によるスローピッチソフトボール(愛称:メイジャ・マクレ・14リーグ)に参画し、各地域のチームと交流試合を開催



SEC会員の皆様を招いての演奏会

講演会・セミナー



しんきん経済文化講演会にて読売新聞特別編集委員の橋本五郎氏をお招きして講演会を開催



しんきんエグゼクティブクラブにて大蔵村出身でオフィス用品国内トップシェアの㈱エッサム会長である八鍬昭氏をお迎えして講演会を開催

しんきんの社会貢献活動

地域の子どもたちと共に



公益社団法人「小さな親切」山形県運動本部設立40周年事業の中で、これまでの新庄「小さな親切」の会事務局活動に対して感謝状が当金庫に贈呈されました

新庄地区サッカー界のレベルアップをはかるため、新庄フットボールクラブが主催のサッカー大会やキッズサッカースクールにおいて協賛しております

青少年の健全育成



東日本大震災復興支援プロジェクト第2回「東北・夢の桜街道」絵画コンクールを開催し、小学校の子供たちの入選作品を各店のロビーに展示いたしました



中学校、高校、専門学校生、大学生のインターンシップ受入れ、金融機関の就業体験や、ビジネスマナー、作法等を学習していただいております

ボランティア



商店街での花の植栽活動に参加



毎月15日各商店街等を一齐清掃

国重要無形民俗文化財「新庄まつり」



「新庄まつり」は、藩政時代の宝暦6年(1756年)から260年の歴史をもつ日本一の山車パレードで、当金庫では市内各本支店での水出しや、職員自ら山車の製作、引き手、お囃子として参加をしており、毎年8月24日から26日まで、華麗な歴史絵巻が繰り広げられます

メセナ

本格的なコンサートを楽しんでいただける音楽ホールとして、さまざまなコンサートやイベント等を開催しております



レキシントン新庄(しんきん文化ホール)は、本店敷地内にある音楽ホールです



NPO法人バイオマスものがみの会(代表:当金庫理事長) 第58回 山新3P賞(繁栄賞)受賞

平成27年2月25日、山形新聞、山形放送による地域社会の平和(ピース)、繁栄(プロスペリティー)、進歩(プログレス)に尽力した個人・団体を顕彰する「第58回山新3P賞」において、当金庫理事長が代表を務めるNPO法人バイオマスものがみの会が、「山新3P賞(繁栄賞)」を受賞しました



受賞の内容は平成27年2月26日、山形新聞朝刊に掲載されました

環境省委託業務採択「最上地域再生可能エネルギー協議会」活動(バイオマスものがみの会)

環境省では、平成23年度から、地域の関係主体が参画できる再生可能エネルギー導入事業の円滑な立ち上げのための事業化計画策定手法の確立に向けて、モデル的な地域の取組を支援する「地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務」を行いました

当初から、当金庫理事長が代表を務めている「バイオマスものがみの会」が中心となって同委託事業に係る地域協議会「最上地域再生可能エネルギー協議会」の活動・運営を行っていると共に、当金庫もバックアップし、平成26年12月18日には、吉村美栄子山形県知事による「知事のほのぼの訪問」が当金庫レキシントン新庄(しんきん文化ホール)にて開催されました

なお同会は、今日まで11年間、山形県最上地域においてバイオマス利用促進啓発活動に積極的に取り組んできており、平成24年2月には、地域内1市7ヶ町村の首長様を招聘してバイオマスサミットを開催し、「最上バイオマスサミット宣言」を採択しております



上記、最上地域再生可能エネルギー協議会は、再生可能エネルギーへの転換という大きな社会的使命を成し遂げるために、地域に再生可能エネルギーを提供する公益的・公共的な株式会社「もがみ自然エネルギー株式会社」を設立し、現在、太陽光発電や小水力発電事業を検討しております



吉村美栄子山形県知事による「知事のほのぼの訪問」が当金庫レキシントン新庄にて開催されました

この取り組みは、県民の声を活かした県民のための県政を推進するため、知事と各分野において活動している団体やグループが、活動の現状や課題について直接意見交換を行う事業で、当日は当金庫が支援しているNPO法人バイオマスものがみの会ともがみ自然エネルギー株式会社が参加しました

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」、産学金連携横町の取組み

山形県よろず支援拠点
どこにも相談するところが見つからない中小企業・個人事業主、創業希望の皆さん!!
『よろず』がお答えします。

私たちは次のような支援ができます。

- ・費用をかせがないで売上や来店客を増やしたい。
- ・ネットショップを開設したり、集客のできるHPを立ち上げたい。
- ・店舗、宣伝を安く、効果的にやりたい。
- ・新商品の販売先をさがしたい。
- ・経営の安定をはかりたい。経営改善をしたい。
- ・新しい店舗を開きたい。あるいは移転したい。
- ・事業計画を策定して、融資の審査をかりたい。
- ・受注の拡大をはかりたい。あるいは海外展開したい。
- ・新技術や新商品の開発をすすみたい。 などなど.....

相談は 何回でも 無料

ご利用の流れ
まずはお電話ください!!
連絡 相談 連絡 連絡 連絡

いつでも、お気軽にお電話を!!
山形県よろず支援拠点(山形県企業振興公社内)
山形駅前 Tel 023-647-0700 山形市山形駅前1-1-1 山形県企業振興公社内
米沢駅前 Tel 0238-40-0764 米沢市米沢駅前1-1-1 山形県企業振興公社内
U R L http://yorozu-yamagata.com/



山形大学と県内4信用金庫で形成する産学金連携横町のビジネスマッチング事業として、平成26年11月6日に宮城で開催された「ビジネスマッチ東北2014」において、お取引先21先に対し出展・販路拡大マッチング支援を行い、27年度も参加予定となっております

また、国の事業である「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」にて認定されている「山形大学産学金連携プラットフォーム」に参画し、事業者の皆様に対して適切な専門家による支援を実行しております



産学金連携横町-ブース風景
「ビジネスマッチ東北2014」

東北最大級のビジネス展示・商談会
第10回 ビジネスマッチ東北 2014
未来へ向けて、つながる東北のビジネス

出展者募集中
2014.11.6 10:00-17:00

ビジネス展示会
および商談会

次の10年へ向けてつながる東北のビジネス。
第10回 東北最大級のビジネス展示・商談会
ビジネスマッチ東北2015
出展者募集中
2015.11.5 10:00-17:00



平成26年度 やまがた絆の森における里山地域の「森づくり活動」

山形県の森づくりによる二酸化炭素削減の推進、地域活性化などを旨とした「やまがた絆の森プロジェクト」において、新庄信用金庫、山形銀行、山形県、柴草山管理組合、新庄市、バイオマスものがみの会の6者間で「やまがた絆の森『しんきん結(ゆい)の森・ぐるっと花笠の森【新庄】』として協定を締結し、活動を継続しております

このプロジェクトで私どもは、地域住民、企業が気軽に森づくりを行い、活動成果を実感できる仕組みを構築するためにバイオマスものがみの会等と共にコンソーシアムを形成し、平成26年度は下記の活動を行いました



平成26年10月12日(日)

「第38回全国育樹祭」

・新庄フットボールクラブの選手を含む22名で、山形県遊学の森(金山町)にて開催された「第38回全国育樹祭」に参加しました

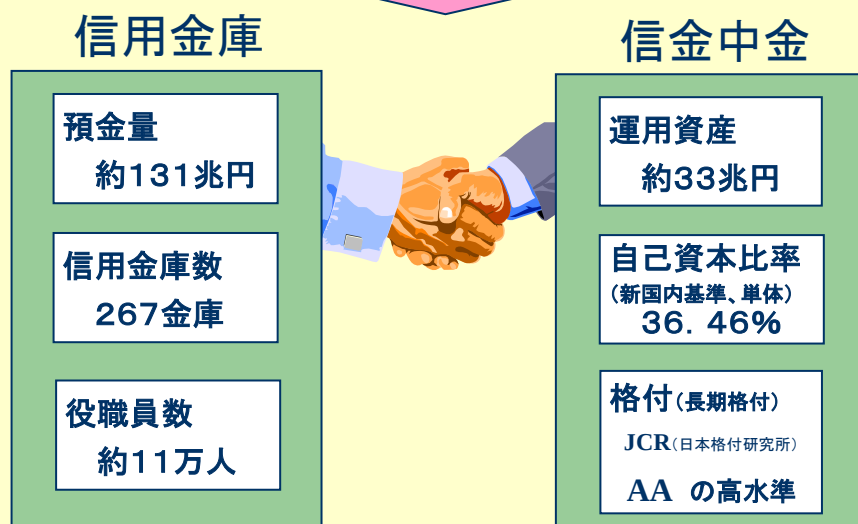


平成26年10月25日(土)

「オリエンテーリング大会、芋煮会イベント」

・81名の参加者で「オリエンテーリング大会、芋煮会イベント」を実施し、5年間整備してきた全長約700mの遊歩道にて、里山保全における情操教育効果を目指した活動を行いました

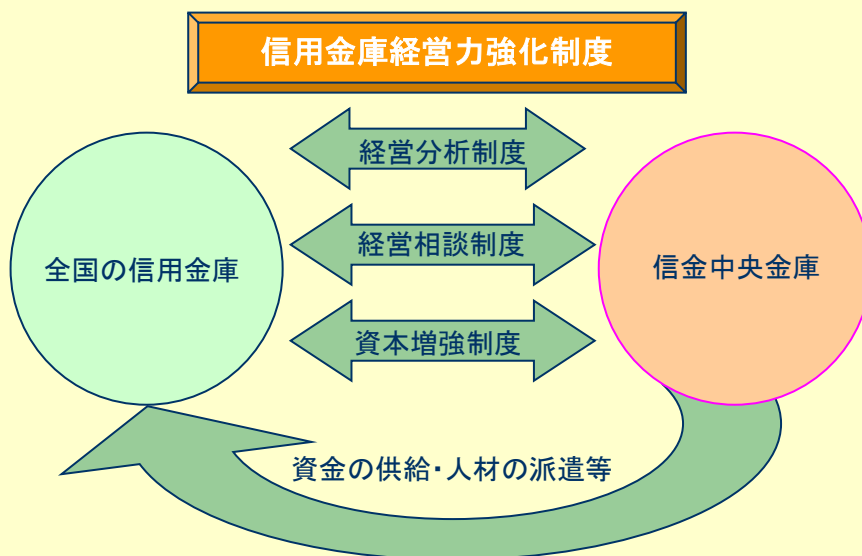
信用金庫は、全国津々浦々強力なネットワークを造りあげています。
そして、高格付けの信金中央金庫と堅い絆で結ばれています。



信金中金は、信用金庫の中央金融機関として昭和25年に設立され、平成12年12月22日には優先出資証券を東京証券取引所に上場しております。

また、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成27年3月末現在の資金量は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて約28兆円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

R & I (格付投資情報センター)	A ⁺
S & P (スタンダード&プアーズ)	A ⁺
Moody's (ムーディーズ)	A1
【長期格付】平成27年3月末現在	



経営分析制度・・・信用金庫から業務および財産の状況等に関する資料の提供を受け、当該資料にもとづき客観的に信用金庫の経営分析を行う制度です。

経営相談制度・・・経営全般または個別課題に関する経営相談を実施し、信用金庫の経営力を強化する制度です。

資本増強制度・・・信用金庫の資本増強を支援する制度です。

CONTENTS

	頁
◆単体財務諸表	30 ~ 33
◆新自己資本比率規制(バーゼルⅢ)第3の柱に係る開示	34 ~ 44
◆諸比率	45
◆損益の状況	45 ~ 46
◆営業の状況	47 ~ 50
◆貸倒引当金の状況	51
◆リスク管理債権の状況	52
◆金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	53
◆時価情報・退職給付会計	54 ~ 57
◆報酬体系について	57

【単体財務諸表】

●貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額	
	26年3月31日現在	27年3月31日現在
(資産の部)		
現金	784,552	821,033
預け金	17,000,892	16,564,782
有価証券	11,727,860	13,783,433
国債	106,460	106,840
地方債	8,713	8,708
社債	1,032,007	814,247
株式	295,418	474,531
その他の証券	10,285,260	12,379,104
貸出金	36,984,501	38,311,339
割引手形	221,501	447,887
手形貸付	3,031,171	3,148,787
証書貸付	32,092,930	32,782,133
当座貸越	1,638,897	1,932,530
その他資産	419,095	483,538
未決済為替貸	7,669	4,221
信金中金出資金	195,500	195,500
前払費用	1,522	1,285
未収収益	108,007	112,999
未収還付法人税等	45,456	102,497
その他の資産	60,940	67,034
有形固定資産	683,596	700,938
建物	163,937	185,990
土地	417,816	417,816
その他の有形固定資産	101,842	97,130
無形固定資産	4,439	3,939
ソフトウェア	1,499	999
その他の無形固定資産	2,940	2,940
前払年金費用	45,784	99,550
繰延税金資産	389,355	163,694
債務保証見返	411,082	213,832
貸倒引当金	△ 1,386,945	△ 1,750,540
一般貸倒引当金	△ 214,196	△ 278,042
個別貸倒引当金	△ 1,172,749	△ 1,472,498
資 産 の 部 合 計	67,064,215	69,395,541

(単位:千円)

科 目	金 額	
	26年3月31日現在	27年3月31日現在
(負債の部)		
預金積金	62,289,556	64,121,562
当座預金	389,061	275,395
普通預金	18,095,956	19,662,829
貯蓄預金	36,582	41,291
通知預金	-	380,000
定期預金	41,292,060	41,267,921
定期積金	2,058,384	2,080,833
その他の預金	417,511	413,290
借入金	35,520	26,760
借入金	35,520	26,760
その他負債	137,249	146,594
未決済為替借	13,379	13,186
未払費用	63,102	59,652
給付補填備金	2,193	1,956
未払法人税等	1,583	1,540
前受収益	26,762	28,035
職員預り金	24,590	19,589
その他の負債	5,637	22,633
賞与引当金	26,703	24,324
役員退職慰労引当金	109,350	98,000
睡眠預金払戻損失引当金	3,025	2,822
責任共有制度引当金	17,305	20,825
債務保証	411,082	213,832
負 債 の 部 合 計	63,029,791	64,654,720
(純資産の部)		
出資金	214,445	214,710
普通出資金	214,445	214,710
利益剰余金	3,984,641	4,120,051
利益準備金	215,627	215,627
その他利益剰余金	3,769,013	3,904,423
特別積立金	3,430,000	3,630,000
(うち経営基盤強化積立金)	(1,900,000)	(2,100,000)
当期末処分剰余金	339,013	274,423
処分未済持分	-	△ 1,810
会員勘定合計	4,199,087	4,332,952
その他有価証券評価差額金	△ 164,663	407,868
評価・換算差額等合計	△ 164,663	407,868
純資産の部合計	4,034,423	4,740,821
負債及び純資産の部合計	67,064,215	69,395,541

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券は決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、時価を把握する事が極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 12年～41年 その他 3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を計っております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- その他の債権に係る貸倒引当金は時価が帳簿価額を下回ったゴルフ会員権について預託保証金と時価の差額を計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当事業年度は前払年金費用に99万9千円を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)
年金資産の額 1,549,255百万円
年金財政計算上の給付債務の額 1,738,229百万円
差引額 △ 188,974百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成26年3月31日現在) 0.0702%
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高210,459百万円及び別途積立金21,485百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金14百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 責任共有制度引当金は、信用保証協会への負担金に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 1,327百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 111百万円
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電話交換機については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は274百万円、延滞債権額は2,577百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は852百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,704百万円であります。
- なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金銭取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は447百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- 預け金 0百万円 有価証券 53百万円
- 担保資産に対応する債務
- 別段預金 41百万円
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金1,300百万円を差し入れております。
25. 出資1口当たりの純資産額
- 1,113円38銭
26. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑、多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。このような金融環境のもと、リスク管理の基本として、牽制機能を発揮した管理運営を通じたリスクの認識と把握を行なう事が、リスクと収益・経営体力のバランスを考慮した適正な業務の遂行を可能にするものと考えております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、企業や個人への貸出が回収不能、または利息が取立不能になり、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し損失を被るリスクのことです。当金庫では貸出資産の健全性を維持するために貸出審査・管理部門を強化した厳格な審査態勢の構築や、内部研修の実施、外部研修への受講生派遣、本部から営業店への指導により、貸出審査能力の向上等を図っております。また、有価証券等による資金運用においては、発行体の信用リスク等による元本リスクの存在を確認し、保有期間、信頼水準、業種別相関、デフォルト率等のデータにより、リスク量を算出し管理しております。
- ②市場リスクの管理
- 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む）の価値（現在価値）が変動し、損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益（期間収益）が変動し損失を被るリスクのことです。資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、さらに「為替リスク」の市場リスクに対応するため、当金庫では信金中央金庫、証券会社等との情報交換を密にし、機動的に対応できる体制をとっております。また、フロント・オフィス（運用）、ミドル・オフィス（管理）、バック・オフィス（事務）の職責分離により、市場リスクの管理態勢の確立に向け、リスク管理委員会、ALM委員会における情報共有を図りながら取り組んでおります。
- なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクから構成されます。
- 金利リスク
- 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被るリスク。
- 為替リスク
- 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超過ポジションが達成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。
- 価格変動リスク
- 有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスク。
- 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫では、「有価証券」のうち金利リスク、為替リスク及び価格変動リスクの市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99％、観測期間250日）により算出しており、平成27年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で638百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫に預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づいた価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
27. 金融商品の時価等に関する事項
- 平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しており、満期保有目的の含み損益については、決算に影響しません。

(百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	16,564	16,759	195
(2) 有価証券	13,754	13,506	△248
満期保有目的の債券	1,700	1,451	△248
その他有価証券	12,054	12,054	—
(3) 貸出金(*1)	38,311		
貸倒引当金(*2)	△1,736		
	36,575	38,102	1,527
金融資産計	66,894	68,368	1,474
(1) 預金積金(*1)	64,121	64,168	46
(2) 借入金(*1)	26	26	—
金融負債計	64,148	64,194	46

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は、公表されている基準価格によって算出しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金利の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）を用いております。

(2) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、市場金利（LIBOR、SWAP、TOPIX）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額	(百万円)
非上場株式(*1)		4
組合出資金(*2)		24
合 計		29

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは「国債」「社債」「株式」「その他の証券」であります。以下29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	600	603	3
	小 計	600	603	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,100	847	△252
	小 計	1,100	847	△252
合 計		1,700	1,451	△248

その他の有価証券

(百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	336	283	52
	債券	828	809	19
	国債	106	100	6
	地方債	8	8	0
	社債	712	700	12
	その他	8,542	7,866	675
	小 計	9,707	8,959	748
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	134	150	△16
	債券	101	102	△1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	101	102	△1
	その他	2,111	2,278	△166
	小 計	2,347	2,531	△184
合 計		12,054	11,490	563

金銭債権及び満期のある有価証券等の決算日後の償還予定額

(百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	8,285	5,700	1,300	—
有価証券	108	100	800	2,200
満期保有目的の債券	—	—	—	1,700
その他の有価証券のうち満期があるもの	108	100	800	500
貸出金(*2)	7,913	12,119	6,916	8,386
合 計	16,307	17,919	9,016	10,586

(*1) 預け金のうち、要求払性預金は「1年以内」に含めております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	57,445	6,675	—	—
借入金	8	18	—	—
合 計	57,454	6,693	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払性預金は「1年以内」に含めております。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	610	57	3
債券	238	0	0
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	238	0	0
その他	967	66	—
合 計	1,815	124	3

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、275百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,495百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	354百万円
役員退職慰労引当金	27百万円
減価償却超過額	23百万円
固定資産減損損失	16百万円
賞与引当金	6百万円
責任共有制度引当金	5百万円
税務上の繰越欠損金	68百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	516百万円
評価性引当額	△169百万円
繰延税金資産合計	347百万円
繰延税金負債	183百万円
その他有価証券評価差額金	155百万円
前払年金費用	27百万円
繰延税金資産の純額	163百万円

(追加情報)

「地方税法」（平成26年法律第11号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されることになります。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.61%から27.66%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

●損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	25年4月1日から 26年3月31日迄	26年4月1日から 27年3月31日迄
経常収益	2,175,226	2,358,932
資金運用収益	1,878,467	2,108,756
貸出金利息	1,133,694	1,134,158
預け金利息	55,075	54,441
有価証券利息配当金	683,831	914,291
その他の受入利息	5,865	5,865
役務取引等収益	105,450	115,538
受入為替手数料	46,995	47,412
その他の役務収益	58,455	68,126
その他業務収益	66,840	48,642
外国為替売買益	-	293
国債等債券売却益	51,445	41,730
国債等債券償還益	-	607
その他の業務収益	15,394	6,011
その他経常収益	124,467	85,995
償却債権取立益	296	176
株式等売却益	120,325	82,825
金銭の信託運用益	469	-
その他の経常収益	3,376	2,993
経常費用	1,775,599	2,088,098
資金調達費用	65,548	63,064
預金利息	64,349	61,932
給付補填備金繰入額	959	906
その他の支払利息	238	225
役務取引等費用	144,283	158,511
支払為替手数料	15,127	16,028
その他の役務費用	129,155	142,482
その他業務費用	187,791	91,610
国債等債券売却損	27	16
国債等債券償還損	187,455	91,516
その他の業務費用	308	77
経費	1,011,632	961,531
人件費	636,600	592,840
物件費	357,090	348,587
税金	17,941	20,103
その他経常費用	366,344	813,380
貸倒引当金繰入額	133,546	737,682
株式等売却損	205,422	71,510
株式等償却	150	-
その他の経常費用	27,225	4,186
経常利益	399,627	270,834
特別損失	549	2,800
固定資産処分損	549	497
減損損失	-	2,302
税引前当期純利益	399,077	268,034
法人税、住民税及び事業税	26,421	54,346
法人税等調整額	162,057	69,707
法人税等合計	188,479	124,054
当期純利益	210,598	143,980
繰越金(当期首残高)	128,415	130,443
当期末処分剰余金	339,013	274,423

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資一口当たり当期純利益金額 33円54銭
3. その他の経常収益には、睡眠口座雑益処理2,791千円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、債権譲渡損失241千円を含んでおります。
5. 当期において、以下の資産について、回収可能額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	山形市等
主な用途	遊休不動産
種類	土地
減損損失	2,302千円

●剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	金 額	
	通常総代会承認日	
	平成26年6月16日	平成27年6月16日
当期末処分剰余金	339,013,651	274,423,902
剰余金処分額	208,569,854	158,582,405
普通出資に対する配当金(年4%)	8,569,854	8,582,405
特別積立金	200,000,000	150,000,000
(うち経営基盤強化積立金)	(200,000,000)	(150,000,000)
繰越金(当期末残高)	130,443,797	115,841,497

監査報告書

平成25年度及び26年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

新庄信用金庫
理事会 御中

太陽有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新庄信用金庫の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成26年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成27年6月16日

新庄信用金庫

理事長

井上洋一郎

【新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）第3の柱に係る開示】（自己資本の充実の状況）

●自己資本比率について

●新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）につきまして

従来、自己資本比率は、自己資本の総額を分子とし、貸出金等の資産総額を分母として計算されてきましたが、近年の金融技術の進展等により、金融機関の抱えているリスクも一段と多様化・複雑化していることから、平成19年3月期より、新BIS規制（バーゼルⅡ）が導入され、自己資本比率を算出する際分母において信用リスク・アセットに加え、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額を計上しました。そして今般、世界的な金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高める観点から、主要国の銀行監督当局で構成されるバーゼル銀行監督委員会が規制の見直しに向けた検討を行った結果、平成26年3月期から**新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）**が適用されました。（自己資本比率算出の数式については下記をご覧ください）なお、オペレーショナル・リスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等によって被るリスクのことです。その相当額の計算に当たっては、「**基礎的手法**」を当金庫で採用し、1年間の粗利益に、15%を乗じた直近3年間の平均値を用いております。また、信用リスク・アセットの計算に当たっては、「**標準的手法**」を採用しております。

新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）自己資本比率算出の数式（4%以上で経営体質が健全であると判断されます）

●バーゼルⅢ国内基準

コア資本に係る基礎項目＋コア資本に係る調整（控除）項目

$$\frac{\text{信用リスク・アセット（※）} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額}}{\text{（※）}} \times 100 (\%)$$

オン・バランス項目
オフ・バランス取引等項目
CVA（デリバティブ取引に係る信用評価調整）リスク相当額を8%で除した額
CCP（中央清算機関）関連エクスポージャーに係るリスク・アセットの額

＜自己資本調達手段の概要＞

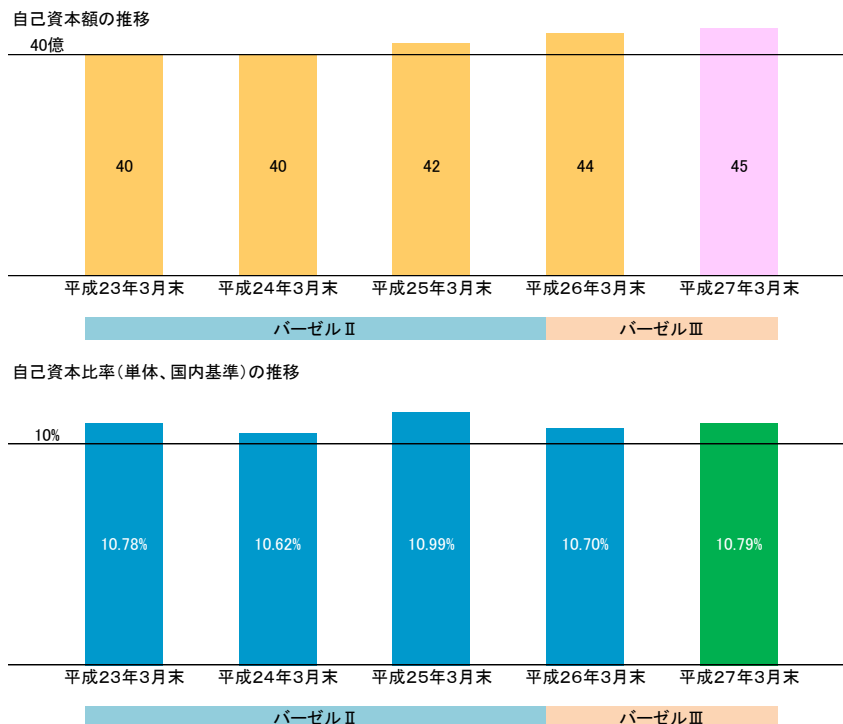
当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

【発行主体】：新庄信用金庫

【資本調達手段の種類】：普通出資

【コア資本に係る基礎項目の額に算入された額】：214（百万円）

●自己資本の構成に関する事項（単体、国内基準）



（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき、次ページにて開示しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(単位：千円、%)

項 目	27年3月末		26年3月末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,324,369		4,190,517	
うち、出資金及び資本剰余金の額	214,710		214,445	
うち、利益剰余金の額	4,120,051		3,984,641	
うち、外部流出予定額(△)	8,582		8,569	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1,810		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	278,042		214,196	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	278,042		214,196	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第3条第7項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第4条第3項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置(自己資本比率改正告示附則第5条第5項)によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	4,602,412		4,404,713	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	787	3,151	—	4,439
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	787	3,151	—	4,439
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	9,178	36,715	—	133,090
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	14,402	57,611	—	33,142
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	43,351
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	24,369	—	—	—
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	4,578,042		4,404,713	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	38,782,426		37,846,610	
資産(オン・バランス)項目	37,751,716		36,667,537	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,782,328		△ 1,665,839	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	3,151		4,439	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	36,715		133,090	
うち、調整項目に係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第8条第6項)により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	57,611		33,142	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第5項又は第6項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,879,807		△ 1,879,863	
うち、上記以外に該当するものの額	—		43,351	
オフ・バランス取引等項目	660,079		862,392	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	370,627		316,615	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	2		66	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,629,151		3,314,960	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	42,411,577		41,161,570	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ)／(ニ))	10.79%		10.70%	

● 自己資本の充実度に関する事項

＜自己資本の充実度に関する評価方法の概要＞

当金庫は金融機関経営の健全性確保のためには、自己資本の充実が重点課題であるとの認識から、内部留保の蓄積を図ってまいりました。その結果、平成27年3月末の単体自己資本比率は10.79%となり、国内業務を展開する金融機関の基準値である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。将来の自己資本充実策としては、単年度ごとの実行計画書や新中期計画「チェンジ&チャレンジ21」に基づいた健全経営のもと、引き続き内部留保の蓄積につとめ、自己資本の一層の充実に取り組んでいきたいと考えております。

※規制上の自己資本比率算出時にカバーされない信用・市場リスク量の VaR に関しましては P 4 4 をご参照下さい。

(単位: 百万円)

項 目	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	37,846	1,513	38,782	1,551
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	38,207	1,528	38,581	1,543
(1) ソブリン向け	18	0	27	1
(2) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,245	329	7,176	287
(3) 法人等向け	6,459	258	6,746	269
(4) 中小企業等及び個人向け	5,843	233	6,158	246
(5) 抵当権付住宅ローン	818	32	842	33
(6) 不動産取得等事業向け	5,501	220	5,678	227
(7) 三月以上延滞等	61	2	84	3
(8) 取立未決済手形	1	0	0	0
(9) 信用保証協会等による保証付	558	22	565	22
(10) 出資等	2,485	99	3,262	130
(11) 上記以外	8,213	328	8,038	321
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するものの以外に係るエクスポージャー	3,133	125	3,133	125
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	195	7	195	7
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	598	23	753	30
上記以外のエクスポージャー	3,986	159	3,831	153
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	988	39	1,612	64
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	214	8	97	3
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,879	△75	△1,879	△75
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	316	12	370	14
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,314	132	3,629	145
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	41,161	1,646	42,411	1,696

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。また、残高のない項目は省いております。

2. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」(国際決済銀行等を除く)、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」において、リスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

＜信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識の上、与信業務の基本的な指針や手続等を示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など様々な角度から分析に注力しております。

また、信用リスクの計量化、データベースの構築等については業界内の「中小企業信用リスクデータベース」（SDB）やその予想デフォルト率の取込み可能な格付オプションシステム、（一社）しんきん共同センターの「信用リスク管理システム」の導入等、インフラ整備も含めた準備を進めております。貸倒引当金については、「自己査定基準」及び、「償却・引当基準」「償却・引当基準細則」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算出し、その結果について監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。以上、一連の信用リスク管理においては、「信用リスク管理要領」に基づき、週時開催の「大口債務者の動向報告会」等で検討を行うと共に、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に報告する態勢を整備しております。

（１）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
（地域別・業種別・残存期間別）

①信用リスクに関するエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	国内	国外	合計
平成25年度期末残高	65,550	3,349	68,899
平成26年度期末残高	69,147	2,340	71,488

②主な種類別の業種別及び残存期間別

（単位：百万円）

業種区分 期間区分	エクスポージャー		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞		
	区分			貸出金、コミットメント及び、その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券					
						国内		国外			
25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度		
製造業	3,131	3,187	2,933	3,187	198	—	—	—	—	—	
農業、林業、漁業	289	288	289	288	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	2,821	3,046	2,821	3,046	—	—	—	—	19	4	
情報通信業	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	304	385	304	385	—	—	—	—	5	4	
卸売業、小売業	2,847	2,719	2,847	2,719	—	—	—	—	5	28	
金融業、保険業	5,610	4,904	1,453	1,757	807	806	3,349	2,340	—	—	
不動産業	8,859	8,432	8,859	8,432	—	—	—	—	—	19	
物品賃貸業	61	69	61	69	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	159	119	159	119	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	533	560	533	560	—	—	—	—	—	—	
飲食業	689	880	689	880	—	—	—	—	6	5	
生活関連サービス業、娯楽業	924	862	924	862	—	—	—	—	0	—	
教育、学習支援業	29	28	29	28	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	1,521	1,458	1,521	1,458	—	—	—	—	0	—	
その他のサービス	2,978	3,151	2,978	3,151	—	—	—	—	9	9	
国・地方公共団体等	1,430	1,542	1,309	1,433	121	109	—	—	—	—	
個人	9,715	10,184	9,715	10,184	—	—	—	—	8	20	
その他	26,990	29,663	275	226	—	—	—	—	—	—	
業種別合計	68,899	71,488	37,708	38,794	1,126	915	3,349	2,340	54	93	
1年以下	7,095	7,959	7,095	7,959	—	—	—	—			
1年超3年以下	6,509	6,754	6,400	6,645	8	8	100	100			
3年超5年以下	5,237	5,503	5,237	5,503	—	—	—	—			
5年超7年以下	3,850	4,074	3,451	3,370	298	603	99	100			
7年超	16,449	14,455	12,584	12,113	716	200	3,149	2,140			
期間の定めのないもの	29,758	32,741	2,939	3,201	103	102	—	—			
残存期間別合計	68,899	71,488	37,708	38,794	1,126	915	3,349	2,340			

- （注） 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

（２）一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

上記計数にしましては、【貸倒引当金の状況】（２）貸倒引当金の状況（P51）をご参照下さい。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業種区分	項目	個別貸倒引当金						貸出金償却	
		当期増加額		当期減少額		期末残高			
		25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
製造業		151	560	27	151	151	560	-	-
農業、林業、漁業		-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-	-	-	-	-	-	-
建設業		322	130	853	322	322	130	-	-
情報通信業		-	-	0	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業		-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業		135	116	148	135	135	116	-	-
金融業、保険業		-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業		32	32	31	32	32	32	-	-
物品賃貸業		-	-	18	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業		24	27	11	24	24	27	-	-
飲食業		44	43	40	44	44	43	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		72	-	61	72	72	-	-	-
教育、学習支援業		-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉		56	-	57	56	56	-	-	-
その他のサービス		225	461	246	225	225	461	-	-
国・地方公共団体等		-	-	-	-	-	-	-	-
個人		94	85	93	94	94	85	-	-
合 計		1,158	1,458	1,589	1,158	1,158	1,458	-	-

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

3. 業種別区分は日本標準産業分類の太分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

<リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関>

当金庫はリスク・ウェイトの判定にあたって使用する適格格付機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、フィッチレーティングスリミテッドによるものとしており、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	4,725	-	6,943
10%	9	5,581	17	5,652
20%	2,144	18,334	1,781	18,096
35%	-	2,528	-	2,544
50%	426	21	286	35
75%	-	9,127	-	9,575
100%	3,668	20,804	2,658	22,023
150%	-	34	301	15
250%	-	1,492	-	1,554
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計		68,899		71,488

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

3. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

＜信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じており、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「事務取扱要領」により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ保証、金融機関エクスポートとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫の「事務取扱規程、事務取扱要領」により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

(単位: 百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	25年度	26年度	25年度	26年度	25年度	26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	1,065	1,081	8,130	8,271	—	—
(1)ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
(2)金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
(3)法人等向け	396	449	2,440	2,419	—	—
(4)中小企業等及び個人向け	598	544	5,100	5,420	—	—
(5)抵当権付住宅ローン	10	11	248	175	—	—
(6)不動産取得等事業向け	58	75	326	240	—	—
(7)三月以上延滞等	—	—	15	14	—	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

ユネスコ無形文化遺産の候補として「新庄まつりの山車（やたい）行事」が登録



新庄まつりは、平成21年に「新庄まつりの山車行事」として文部科学大臣から国の「重要無形民俗文化財」に指定され、そしてこの度の平成26年3月には、文化庁からユネスコ無形文化遺産の候補として、提案されました。

新庄まつりは、「新庄まつりの山車（やたい）行事」として、「京都祇園祭の山鉦（やまほこ）行事」（京都）や「博多祇園山笠行事」（福岡）等と共に一括申請されます。

提案名は「山・鉦・屋台行事」で、文化庁は「重要な年中行事として世代間で受け継がれ、人々の絆を強めている日本の山鉦文化の多様性や豊かさをアピールしたい」と説明しております。



●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが伴っております。それらのリスクに対し、内部で定めた運用方針・余資運用基準等に基づき、有価証券保有限度額管理を行いながら、VaR（バリュアットリスク：過去の変動データ等をもとに将来予想される最大損失額を統計的に計測する手法）等により、リスクを計量化しております。また、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合リスク管理によらない統合的リスク管理でリスク資本を配賦し、自己資本とのリスク対比で経営体力の十分性が確認できる枠組みを把握する上での統合的リスク管理を行っております。

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	2	2
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	28	45

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
①派生商品取引合計	253	309	28	45
(1)外国為替関連取引	13	14	13	14
(2)金利関連取引	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-
(4)株式関連取引	239	281	15	16
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	14	-	14
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合 計	253	309	28	45

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

＜派生商品取引及び長期決済期間取引の用語のご説明＞

①派生商品取引

有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される取引をいいます。

②カレント・エクスポージャー方式

派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式で、契約時から現在までのマーケット変動を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としております。

③再構築コスト

現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額をいいます。

④アドオン

評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスクをいいます。

●証券化エクスポージャーに関する事項

(当金庫は投資家であるため、オリジネーターに関する事項は記載していません)

<証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要>

当金庫における証券化取引の役割については、投資家としてであり、有価証券投資については、余資運用の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる余資運用基準の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理要領」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

<証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称>

当金庫は標準的手法を採用しております。

<証券化取引に関する会計方針>

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

<証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称>

当金庫はエクスポージャーのリスク・ウェイトの判定にあたって使用する適格格付機関は、格付投資情報センター（R&I）、日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）、フィッチレーティングスリミテッドによるものとしており、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位: 百万円)

	平成25年度	平成26年度
証券化エクスポージャーの額	—	—
劣後ローン債権・優先出資	—	—

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位: 百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
20%	—	—	—	—
50%	—	—	—	—
100%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

(3) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

当金庫は、該当項目がないため記載していません。

●出資等エクスポージャーに関する事項

＜銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資者が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて常務会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、有価証券にかかる「余資運用基準」の中で定める枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

非上場株式、投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「市場リスク管理要領」、「余資運用基準」及び「自己査定基準」「自己査定基準細則」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（１）貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区分	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	404	404	737	737
非上場株式等	2,877	2,877	3,699	3,699
合計	3,281	3,281	4,436	4,436

（注）1. 株式関連投資信託については、資産構成から分類せず一括して含めております。

2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（２）出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
売却益	120	82
売却損	47	3
償却	0	68

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

（３）貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
評価損益	－	－

（４）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
評価損益	－	－

●オペレーショナル・リスクに関する項目

＜オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」です。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク等を含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスクの認識をしております。リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会におきまして、協議・検討するとともに、常務会、理事会に報告する態勢を整備しております。

＜オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名前＞

当金庫は基礎的手法を採用しております。

●銀行勘定における金利リスクに関する事項

＜銀行勘定における金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要＞

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（９９％タイル又は１％タイル値）の計測を、新ALMシステムや証券会社のアウトライヤーツールにより定期的に計測を行っており、必要に応じて経営陣へ報告を行う等、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

今後は、運用勘定の中心となる貸出金につきましては、長期の固定金利貸出の金利リスク量を小さくするため、固定から変動貸出への取組み、有価証券に関しましては、短期化・変動金利商品への取組み、預金に関しましては、定期性預金の獲得や流動性預金の獲得への取組みを推進する事により、リスクの低減を図っていく考えでおります。

＜内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要＞

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法：「その他計算方式」
- ・コア預金 対象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法：①過去５年の最低残高、②過去５年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の５０％相当額、以上の３つのうち最小の額を上限（③を選択）
満期：５年以内（平均２．５年）
- ・金利感応資産・負債：預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅：９９％タイル又は１％タイル値
- ・リスク計測の頻度：月次（前月末基準）

（単位：百万円）

	銀行勘定の金利リスク	
	平成25年度	平成26年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	475	348

- （注）
- 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを９９％タイル又は１％タイル値として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
 - 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の５０％相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均２．５年）リスク量を算定しています。
 - 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。
銀行勘定の金利リスク（３４８百万円）＝運用勘定の金利リスク量（３９４百万円）－調達勘定の金利リスク量（４６百万円）

＜銀行勘定における金利リスクの用語のご説明＞

①金利リスク

市場における一般的な金利水準の変動に伴って、金融資産の価値が変動するリスクをいいます。

②金利ショック

金利の変化（衝撃）のことで、上下２００ベース・ポイントの平行移動や、９９％タイル又は１％タイル値といった算出方法があります。

③パーセントタイル値（％タイル値）

計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値で、９９％タイル値は、９９パーセント目の値です。

④コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間にわたって金融機関に滞留する預金のことです。

●統合的リスク管理におけるリスク量とリスク資本の配賦について

当金庫は、規制上の自己資本比率算出時にカバーされない信用・市場リスク量を VaR（バリュアットリスク：過去の変動データ等をもとに将来予想される最大損失額を統計的に計測する手法）等により、リスクを計量化しております。また、資本の効率的活用や収益性の向上を図ることを目的として、統合リスク管理によらない統合的リスク管理でリスク資本を配賦し、自己資本とのリスク対比で経営体力の十分性が確認できる枠組みを把握する上での統合的リスク管理を行っております。

(平成27年3月末リスク量)

(単位：百万円)

区 分		リスク量	前提条件
信用リスク	有価証券	309.2	【有価証券】 計測方法：信用VaRモンテカルロ・シミュレーションを5万回行う 計測したポートフォリオ総額：3,200百万円(国債・政保債・地方債を除く債券) 信用VaR=想定最大損失額(330百万円)-期待損失額(21百万円：期待損失率0.65%で算出) 信頼水準：99%
	貸出金	414.6	
	合 計	723.8	【貸出金】 3月末総与信(地方公共団体を除く貸出金等)のうち上位20先(名寄せ後)の債務者区分が1ランク上がったと想定し、当該与信の未保全部分に貸倒実績率を乗じて、今後1年間の予想損失額を算出
市場リスク	金 利	536.6	計測方法：市場VaR分散共分散法 対象リスク：金利(金利に感応する全ての資産・負債)・外貨金利・為替および価格変動リスク 観測期間：1年(250日) 保有期間：6ヵ月(120日) 信頼水準：99%
	為 替	233.4	
	価格変動	204.9	
	合 計	638.8	※合計は相関を考慮したものになっている
オペレーショナル・リスク		290.3	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%÷直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 (自己資本比率算出時と同様)
統合的リスク量合計		1,653.0	

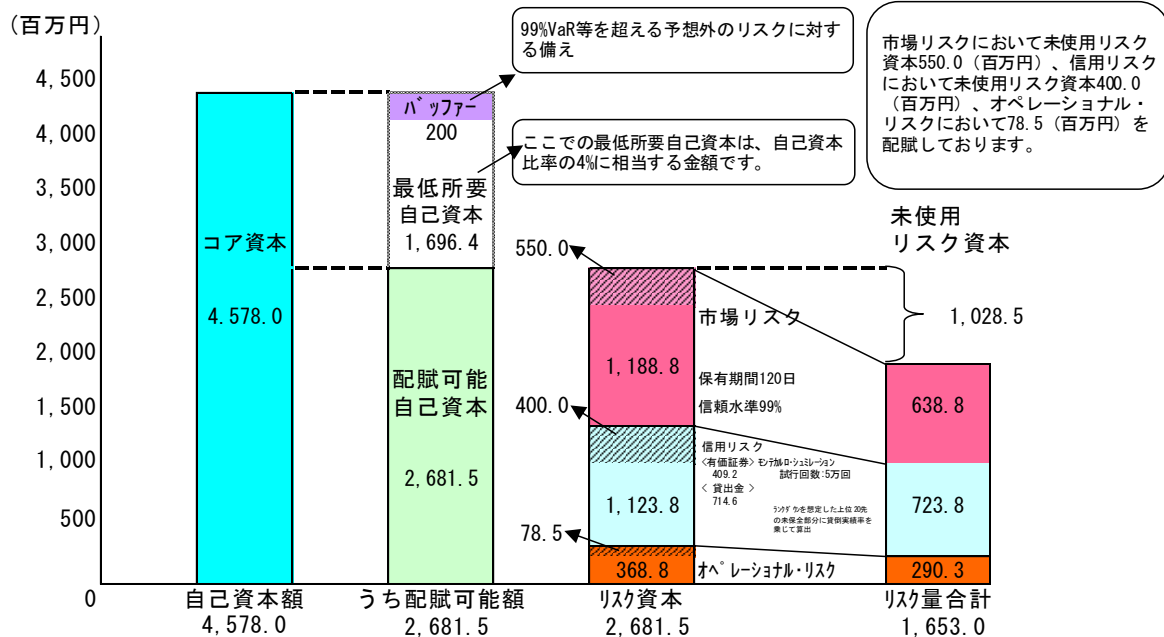
(注) 市場リスクの合計額は相関(分散投資の効果)を考慮しているため、個々のリスクを合計したものとは一致しません。

経済資本(金融機関が有するリスクの総量に見合った資本額)ベースでの資本の充分性の確保
リスク資本が同時に顕在化した場合の自己資本比率

$$\frac{(\text{自己資本}-\text{配賦したリスク資本})}{(\text{自己資本比率算出時の分母となる額})} \times 100$$

＝国内基準4.00%以上になるように管理

信用・市場リスクおよびオペレーショナル・リスクに配賦したリスク資本が全て同時に顕在化した場合でも、自己資本比率が国内基準4%以上になるように管理しております。また、現状のリスク量合計1,653.0百万円に対し、配賦したリスク資本において合計2,681.5百万円を配賦しております。なお、未使用リスク資本は1,028.5百万円で、経営体力に見合うような資本配賦運営を行って参ります。



【諸比率】

● 利益率

(単位: %)

年度別		24年度	25年度	26年度
項目				
ROA (総資産利益率)	業務純益率	0.88	1.00	1.39
	経常利益率	0.21	0.58	0.39
	当期純利益率	0.12	0.30	0.21
ROE (資本利益率)	業務純益率	14.28	15.71	21.44
	経常利益率	3.54	9.21	6.09
	当期純利益率	1.99	4.85	3.23

(注) 1. 総資産利益率 (ROA) = $\frac{\text{業務純益、経常利益または当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平残}} \times 100$

2. 資本利益率 (ROE) = $\frac{\text{業務純益、経常利益または当期純利益}}{\text{純資産平残}} \times 100$

● 預貸率・預証率

(単位: %)

年度別		24年度		25年度		26年度	
項目		末 残	平 残	末 残	平 残	末 残	平 残
預貸率		61.96	61.53	59.37	59.58	59.74	59.03
預証率		19.01	20.05	18.82	20.71	21.49	22.09

● 利鞘

(単位: %)

年度別	24年度	25年度	26年度
項目			
資金運用利回	2.53	2.78	3.11
資金調達利回	0.10	0.10	0.09
資金調達原価率	1.52	1.68	1.57
総資金利鞘	1.01	1.10	1.54

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平残}} \times 100$

2. 資金調達利回 = $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭の信託運用見合費用}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$

3. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭の信託運用見合費用}+\text{経費}}{\text{資金調達勘定計平残}} \times 100$

4. 総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$

2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$

【損益の状況】

● 業務粗利益

(単位: 千円)

年度別		24年度	25年度	26年度
項目				
資金運用収支		1,601,101	1,812,968	2,045,691
資金運用収益		1,667,772	1,878,467	2,108,756
資金調達費用		66,670	65,499	63,064
役務取引等収支		△37,317	△38,832	△42,972
役務取引等収益		98,272	105,450	115,538
役務取引等費用		135,589	144,283	158,511
その他業務収支		27,615	△120,951	△42,968
その他業務収益		142,861	66,840	48,642
その他業務費用		115,245	187,791	91,610
業務粗利益 (業務粗利益率)		1,591,400 (2.41)	1,653,184 (2.45)	1,959,750 (2.89)

(注) 1. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

2. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

3. 業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定計平残 × 100

● 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、千円、%)

年度別		24年度			25年度			26年度		
項目		平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利 息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定		65,916	1,667,772	2.53	67,471	1,878,467	2.78	67,728	2,108,756	3.11
貸出金		38,312	1,146,188	2.99	37,761	1,133,694	3.00	37,630	1,134,158	3.01
預け金		14,924	50,390	0.33	16,388	55,075	0.33	15,820	54,441	0.34
有価証券		12,483	466,305	3.73	13,126	683,831	5.20	14,081	914,291	6.49
その他		195	4,888	2.50	195	5,865	3.00	195	5,865	3.00
資金調達勘定		62,198	66,778	0.10	63,357	65,499	0.10	63,798	63,064	0.09
預金積金		62,260	66,491	0.10	63,369	65,309	0.10	63,743	62,839	0.09
借入金		10	-	-	10	-	-	32	-	-
その他		28	286	0.99	23	238	0.99	22	225	0.99

(注) 1. 資金運用勘定には無利息預け金、金銭の信託の平均残高を含みません。

2. 資金調達勘定からは金銭の信託運用見合額の平均残高および利息を除いております。

●資金運用収支の内訳（参考）

（参考）（単位：百万円）

年度別 項目	24年度	25年度	26年度
無利息預け金平残	3	9	13
金銭の信託平残	100	47	-

●受取利息・支払利息の増減

（単位：千円）

年度別・要因別 項目	24年度			25年度			26年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
資金運用勘定	12,486	40,581	53,067	19,670	191,025	210,695	3,572	226,717	230,289
貸出金	3,675	△ 22,407	△ 18,732	△ 8,237	△ 4,257	△ 12,494	△ 1,965	2,429	464
預け金	2,085	2,050	4,135	2,415	2,270	4,685	△ 937	303	△ 634
有価証券	△ 7,659	75,323	67,664	11,991	205,535	217,526	24,830	205,630	230,460
その他	0	0	0	0	977	977	0	0	0
資金調達勘定	751	△ 18,090	△ 17,339	579	△ 1,858	△ 1,279	220	△ 2,655	△ 2,435
預金積金	692	△ 18,253	△ 17,561	554	△ 1,736	△ 1,182	187	△ 2,657	△ 2,470
借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	△ 25	△ 27	△ 52	△ 24	△ 24	△ 48	△ 4	△ 9	△ 13

（注）残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による変動要因に含めております。

●経費の内訳

（単位：千円）

年度別 項目	24年度	25年度	26年度
人件費	535,948	636,600	592,840
報酬給料手当	479,220	525,142	491,206
賞与引当金 純繰入額	△ 9,091	△ 459	△ 2,379
退職給付費用	△ 7,958	32,946	19,678
社会保険料等	61,637	67,410	65,583
その他	12,140	11,560	18,750
物件費	340,281	357,090	348,587
事務費	133,869	136,775	132,607
固定資産費	69,230	78,035	73,981
事業費	44,085	49,073	42,201
人事厚生費	14,433	12,367	11,177
預金保険料	41,903	42,636	43,383
有形固定資産償却	36,188	37,688	44,735
無形固定資産償却	569	513	500
税金	18,231	17,941	20,103
合 計	894,460	1,011,632	961,531

（注）税金には法人税、住民税、配当利子所得税を含みません。

●その他業務損益の内訳

（単位：千円）

年度別 項目	24年度	25年度	26年度
その他業務損益(A)-(B)	27,615	△ 120,951	△ 42,968
その他業務収益 (A)	142,861	66,840	48,642
外国通貨売買益	242	215	293
国債等債券売却益	125,723	51,445	41,730
国債等債券償還益	10,700	-	607
雑益	6,195	15,179	6,011
その他業務費用 (B)	115,245	187,791	91,610
外国通貨売買損	-	-	-
国債等債券売却損	54	27	16
国債等債券償還損	115,058	187,455	91,516
国債等債券償却	-	-	-
雑損	132	308	77

【営業の状況】

●預金積金残高

①期末残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末	26年3月末	
			26年3月末比	
流動性預金		20,772	1,833	18,939
当座預金		275	△ 114	389
普通預金		19,662	1,567	18,095
貯蓄預金		41	5	36
通知預金		380	380	—
その他		413	△ 4	417
定期性預金		43,348	△ 2	43,350
定期預金		41,267	△ 25	41,292
うち固定金利定期預金		41,263	△ 25	41,288
変動金利定期預金		2	0	2
その他定期預金		2	0	2
定期積金		2,080	22	2,058
合 計		64,121	1,832	62,289

②平均残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月期	26年3月期	
			26年3月期比	
流動性預金		20,144	454	19,690
当座預金		231	△ 16	247
普通預金		19,691	467	19,224
貯蓄預金		40	4	36
通知預金		4	4	—
その他		176	△ 5	181
定期性預金		43,599	△ 80	43,679
定期預金		41,566	△ 79	41,645
うち固定金利定期預金		41,562	△ 80	41,642
変動金利定期預金		2	2	0
その他定期預金		2	0	2
定期積金		2,032	△ 2	2,034
合 計		63,743	374	63,369

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 流動性預金のうちその他＝別段預金＋納税準備預金
 3. 固定金利定期預金＝預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 4. 変動金利定期預金＝預入期間中の市場金利変化に応じて金利が変動する定期預金

●預金者別預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末	26年3月末	
			26年3月末比	
個人預金		53,515	707	52,808
法人預金		10,606	1,125	9,481
うち一般法人預金		8,154	905	7,249
公金預金		1,868	△ 151	2,019
金融機関預金		583	372	211
合 計		64,121	1,832	62,289
(会員預金)		17,838	900	16,938
(会員外預金)		46,282	931	45,351

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●常勤従業員 1 人当り預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末	26年3月末	
			26年3月末比	
常勤従業員数		85人	△3人	88人
一人当たり預金残高		754	47	707

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●1店舗当り預金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末	26年3月末	
			26年3月末比	
店舗数		9店舗	0店舗	9店舗
1店舗当たり預金残高		7,124	203	6,921

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金科目別残高

①期末残高

(単位:百万円)

科目・種類	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
手形貸付		3,148	117	3,031
証書貸付		32,782	690	32,092
当座貸越		1,932	294	1,638
割引手形		447	226	221
合 計		38,311	1,327	36,984
変動金利		11,424	△ 1,036	12,460
固定金利		26,887	2,363	24,524

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

②平均残高

(単位:百万円)

科目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
手形貸付		3,067	△ 429	3,496
証書貸付		32,351	△ 20	32,371
当座貸越		1,811	237	1,574
割引手形		400	82	318
合 計		37,630	△ 131	37,761

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

種類	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
当金庫預金積金		823	5	818
有価証券		-	-	-
動産		-	-	-
不動産		13,808	△ 96	13,904
その他		-	-	-
小 計		14,631	△ 91	14,722
信用保証協会・信用保険		8,976	416	8,560
保証		4,868	325	4,543
信用		9,833	676	9,157
合 計		38,311	1,327	36,984

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「当金庫預金積金」は自金庫が受け入れた預金積金を担保としたもの(当座貸越を含む)です。

3.「有価証券」は国債、地方債、社債、株式等の有価証券を担保としたものです。

4.「不動産」は土地、建物、借地権等を担保としたものです。

5.「その他」は商業手形、電話加入権、ゴルフ会員権等を担保としたものです。

6.「信用保証協会・信用保険」は信用保証協会、(社)しんきん保証基金の保証額、住宅融資保険の保険金額等です。

7.「保証」は無担保で保証付のものです。

8.「信用」は無担保かつ無保証のもの及び人的保証(保証人・連帯保証人)も含めます。

●常勤役職員1人当たり貸出金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
常勤役職員数		85人	△3人	88人
1人当たり貸出金残高		450	30	420

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●1店舗当り貸出金残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
店舗数		9店舗	0店舗	9店舗
1店舗当り貸出金残高		4,256	147	4,109

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●貸出金業種別内訳

(単位: 百万円、%)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
製造業		3,077 (8.03)	263 (9.34)	2,814 (7.60)
農業、林業		173 (0.45)	△ 27 (△ 13.50)	200 (0.54)
建設業		2,638 (6.88)	177 (7.19)	2,461 (6.65)
運輸業、郵便業		377 (0.98)	83 (28.23)	294 (0.79)
卸売業、小売業		2,495 (6.51)	△ 105 (△ 4.03)	2,600 (7.03)
金融業、保険業		1,752 (4.57)	301 (20.74)	1,451 (3.92)
不動産業		7,916 (20.66)	△ 248 (△ 3.03)	8,164 (22.07)
物品賃貸業		69 (0.18)	8 (13.11)	61 (0.16)
学術研究、専門・技術サービス業		37 (0.09)	△ 22 (△ 37.28)	59 (0.15)
宿泊業		560 (1.46)	27 (5.06)	533 (1.44)
飲食業		636 (1.66)	188 (41.96)	448 (1.21)
生活関連サービス業、娯楽業		785 (2.04)	△ 50 (△ 5.98)	835 (2.25)
教育、学習支援業		19 (0.04)	△ 1 (△ 5.00)	20 (0.05)
医療、福祉		1,206 (3.14)	△ 65 (△ 5.11)	1,271 (3.43)
その他のサービス		3,027 (7.90)	124 (4.27)	2,903 (7.84)
小 計		24,773 (64.66)	653 (2.70)	24,120 (65.21)
地方公共団体		1,433 (3.74)	125 (9.55)	1,308 (3.53)
個人		12,104 (31.59)	549 (4.75)	11,555 (31.24)
合 計		38,311 (100.00)	1,327 (3.58)	36,984 (100.00)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 末残()内は構成比、末比()内は増減率を表示しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金使途別内訳

(単位: 百万円、%)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
設備資金		18,139 (47.34)	△ 243 (△ 1.32)	18,382 (49.70)
運転資金		20,171 (52.65)	1,569 (8.43)	18,602 (50.29)
合 計		38,311 (100.00)	1,327 (3.58)	36,984 (100.00)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 末残()内は構成比、末比()内は増減率を表示しております。

●中小企業等向貸出残高

(単位: 百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
中小企業等向貸出		35,618	595	35,023
総貸出に対する比率		92.97%	△1.72ポイント	94.69%

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

〈中小企業等の範囲〉

中小企業等とは、資本金3億円以下（ただし、卸売業は1億円、小売業又はサービス業は5千万円）の事業者又は常用する従業員が300人（ただし卸売業又はサービス業は100人、小売業は50人）以下の事業者です。

城南信用金庫主催「地域再生エネルギーシンポジウム」に発表者として参画

城南信用金庫のシンクタンクである「城南総合研究所」がエネルギー転換に参画する弁護士会「えねべん」と共同で、細川元首相が代表理事を務める「自然エネルギー推進会議」の協力のもと開催されました。また、同シンクタンクの名誉所長を務める小泉純一郎元首相の後で、当金庫理事長が「バイオマス関連事業支援について」として発表しました。



●代理貸付取扱高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
信金中央金庫		191	△ 191	382
日本政策金融公庫		96	△ 12	108
国民生活事業		91	△ 10	101
中小企業事業		-	△ 0	0
農林水産事業		5	△ 1	6
(独)住宅金融支援機構		761	△ 115	876
(独)福祉医療機構		11	△ 2	13
(独)中小企業基盤整備機構		4	△ 14	18
合 計		1,065	△ 334	1,399

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●債務保証見返残高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
預金、定期積金を担保にして行われる保証		-	-	-
金融機関等の業務の代理に付随する保証		211	△ 195	406
信金中央金庫		191	△ 191	382
日本政策金融公庫		20	△ 3	23
国民生活事業		19	△ 3	22
中小企業事業		-	△ 0	0
農林水産事業		1	△ 0	1
その他の保証		2	△ 2	4
その他保証		2	△ 2	4
合 計		213	△ 198	411

(注)記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
当金庫預金積金		-	-	-
有価証券		-	-	-
動産		-	-	-
不動産		192	△ 192	384
その他		-	-	-
小 計		192	△ 192	384
信用保証協会・信用保険		-	-	-
保証		-	-	-
信用		21	△ 5	26
合 計		213	△ 198	411

(注)1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「当金庫預金積金」は自金庫が受け入れた預金積金を担保としたもの(当座貸越を含む)です。

3.「有価証券」は国債、地方債、社債、株式等の有価証券を担保としたものです。

4.「不動産」は土地、建物、借地権等を担保としたものです。

5.「その他」は商業手形、電話加入権、ゴルフ会員権等を担保としたものです。

6.「信用保証協会・信用保険」は信用保証協会、(社)しんきん保証基金の保証額、住宅融資保険の保険金額等です。

7.「保証」は無担保で保証付きのものです。

8.「信用」は無担保かつ無保証のもの及び人的保証(保証人・連帯保証人)も含めます。

●内国為替取扱高

(単位:百万円)

項目	年度別	27年3月末		26年3月末
			26年3月末比	
送金為替	仕向為替	51,597	2,903	48,694
	被仕向為替	49,254	△ 327	49,581
代金取立	仕向為替	1,271	△ 80	1,351
	被仕向為替	914	△ 485	1,399

(注)1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.「仕向為替」欄は、お客様の依頼により相手金融機関に仕向けた為替の金額、「被仕向為替」欄は、相手金融機関から当金庫に仕向けられた為替の金額です。

なお、代金取立手形の場合は代金取立依頼側が、「仕向」になります。

【貸倒引当金の状況】

●貸出金償却の額

(単位: 百万円)

項目	年度別	27年3月末	26年3月末
		26年3月末比	
貸出金償却額		- (-)	- (-)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的取崩額(既引当額)を控除する前の金額です。
 3. 下段の()内の計数は当該目的取崩額です。

●貸倒引当金の状況

(1) 償却・引当基準

A. 一般貸倒引当金

債務者区分		引当基準
正常先債権		過去の貸倒実績に基づき今後1年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金を計上
要注意先債権	その他	過去の貸倒実績に基づき今後1年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金を計上
	要管理先債権	過去の貸倒実績に基づき今後3年間の予想損失額を算定し一般貸倒引当金を計上

B. 個別貸倒引当金

債務者区分		引当基準
破綻懸念先債権		担保・保証等で保全されていない部分に対し38.48%を個別貸倒引当金に繰入したほか、キャッシュフローを考慮して2先について個別引当を実施
実質破綻先債権		担保・保証等で保全されていない部分に対し100%を個別貸倒引当金に繰入若しくは直接償却を実施

(2) 貸倒引当金の状況

(単位: 百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年度	242	214		242	214
	平成26年度	214	278		214	278
個別貸倒引当金	平成25年度	1,603	1,172	593	1,010	1,172
	平成26年度	1,172	1,472	374	798	1,472
合 計	平成25年度	1,846	1,386	593	1,253	1,386
	平成26年度	1,386	1,750	374	1,012	1,750

祝 新庄まつり 260年PR、ユネスコ世界遺産登録祈願「ウルトラマラソン」開催



平成27年6月27日、当金庫理事長が新庄商工会議所会頭であることから、今年で260年を迎える新庄まつりをPRし、来年秋の国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産登録を祈願するウルトラマラソンに参画しました。

当日は山形市をスタートし、新庄市をゴールとするコースで旧羽州街道沿いに北上し、約10時間半後に新庄市のJR新庄駅前に到着しました。フルマラソン以上の距離を走った経験を持つ信金中央金庫職員を中心とした首都圏等在住のメンバー13名が走りました。また、新庄商工会議所と新庄信用金庫の職員が随行者やエイドとしてバックアップしました。

【リスク管理債権の状況】

当金庫の融資先の中には、事業経営に行きづまり経営破綻が表面化した先および長期延滞先も含まれております。その状況を以下のとおり開示いたします。当金庫は今後ともお客様の健全な融資要望に対しまして積極的に応えしつつ、貸出金の不良化防止には最大の注意を払い、健全経営を推進いたします。

- 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（以下「未収利息不計上貸出金」）のうち、次の何れかに該当する債務者に対する貸出金であります。
 - ①会社更生法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続の開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による、取引停止処分を受けた債務者
 - 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金
 - 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
 - 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、約定条件改定時において基準金利を下回る金利での金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

●リスク管理債権の額

(単位:百万円)

年度別		27年3月末	26年3月末	26年3月末
項目			26年3月末比	
リスク管理債権	破綻先債権額	274	△ 354	628
	延滞債権額	2,577	559	2,018
	3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
	貸出条件緩和債権額	852	△ 19	871
	合 計	3,704	186	3,518
貸出金残高 (未 残)		38,311	1,327	36,984
貸出金残高比	破綻先債権額	0.71	△ 0.98	1.69
	延滞債権額	6.72	1.27	5.45
	3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
	貸出条件緩和債権額	2.22	△ 0.13	2.35
	合 計	9.66	0.15	9.51

●リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

①破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の状況 (単位:百万円)

年度別		27年3月末	26年3月末	26年3月末
項目			26年3月末比	
破綻先債権額 (A)		274	△ 354	628
延滞債権額 (B)		2,577	559	2,018
合計 (C) = (A) + (B)		2,851	204	2,647
担保・保証額 (D)		1,179	127	1,052
回収に懸念がある債権額 (E) = (C) - (D)		1,672	78	1,594
個別貸倒引当金 (F)		1,458	300	1,158
同引当率 (G) = (F) / (E) × 100		87.20%	14.55%	72.65%

(注) 担保・保証額は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

②3ヵ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の状況

(単位:百万円)

年度別		27年3月末	26年3月末	26年3月末
項目			26年3月末比	
3ヵ月以上延滞債権額 (H)		-	-	-
貸出条件緩和債権額 (I)		852	△ 19	871
合計 (J) = (H) + (I)		852	△ 19	871
担保・保証額 (K)		355	59	296
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)		497	△ 77	574
貸倒引当金 (M)		22	5	17

(注) 1. 担保・保証額は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

2. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

【金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況】

リスク管理債権と金融再生法による開示不良債権は、ともに自己査定の結果により算定しており、リスク管理債権は、金融再生法開示債権から貸出金以外の債権を除くとほぼ同一の状況となっております。

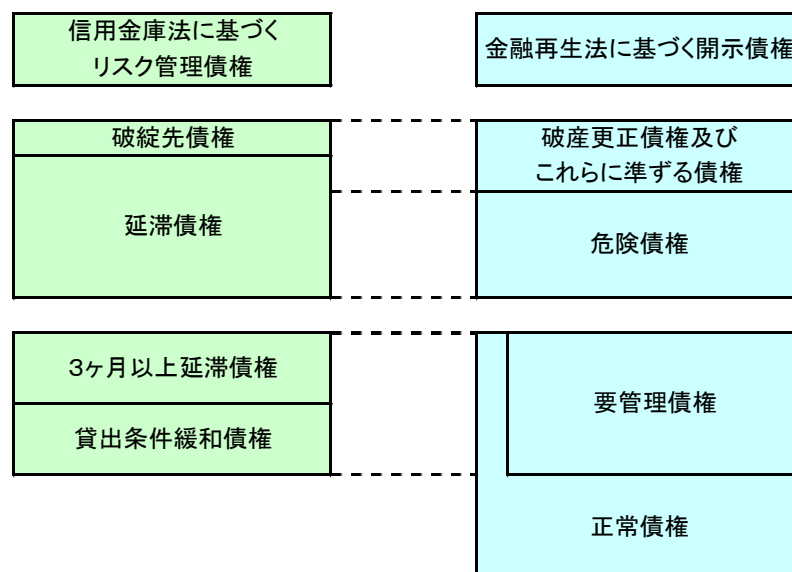
(単位: 百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保保証等による 回収見込み額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	平成25年度	3,519	2,520	1,350	1,170	71.63	53.97
	平成26年度	3,705	3,016	1,535	1,481	81.42	68.27
破産更正債権 及びこれらに 準ずる債権	平成25年度	1,068	1,068	286	781	100.00	100.00
	平成26年度	756	756	298	457	100.00	100.00
危険債権	平成25年度	1,579	1,143	766	376	72.39	46.34
	平成26年度	2,096	1,882	881	1,000	89.79	82.38
要管理債権	平成25年度	871	309	296	12	35.47	
	平成26年度	852	378	355	22	44.35	
正常債権	平成25年度	33,915					
	平成26年度	34,864					
合 計	平成25年度	37,435					
	平成26年度	38,569					

- (注) 1. 破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更正、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権及びこれらに準ずる債権」です。
2. 危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」です。
3. 要管理債権とは、「要注意先に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 正常債権とは「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権」をいいます。
5. 金融再生法開示不良債権における貸倒引当金には正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

＜信用金庫法に基づくリスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の関係のご説明＞

上記の表の信用金庫法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく開示債権の関係をまとめますと、下記ようになります。



【時価情報・退職給付会計】

●有価証券の時価情報

(注) 1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 売買目的有価証券・子会社株式及び関連会社株式については該当ありません。

○「金融商品会計に係る会計基準」により有価証券等の時価評価をしました。
○「その他有価証券」の時価評価をした結果、評価差額は△164百万円となり、税効果相当額控除後の△164百万円を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」に計上しました。

(平成25年度)

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H26.3.31現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
そ の 他		2,700	2,002	△ 697	うち 益 - うち 損 697

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価は当該会計年度末日における市場価格等に基づいております。
3. 満期保有目的の債券の含み損益については決算上に影響しません。

(2) その他の有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H26.3.31現在)			
		取得原価 (または償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
株 式		287	291	4	うち 益 14 うち 損 9
債 券		1,122	1,147	24	25 0
国債		100	106	5	5 -
地方債		8	8	0	0 -
社債		1,013	1,032	18	19 0
そ の 他		7,572	7,378	△ 193	223 417
合 計		8,981	8,817	△ 164	262 427

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表計上額は当該会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(3) 当期中に売却したその他有価証券(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度(自 H25.4.1 至 H26.3.31)		
		売却額	売却益	売却損
その他有価証券		2,304	171	43

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H26.3.31現在)	
満期保有目的の債券			
非上場社債			-
その他有価証券			
非上場株式			4
非上場その他の証券			206

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 有価証券の残存期間別残高

(単位: 百万円)

種類	期間別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		-	-	-	106	-	-	-	106
地方債		-	8	-	-	-	-	-	8
政府保証債		-	-	-	-	11	-	-	11
公社公団債		-	-	-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	201	716	-	102	1,020
株式		-	-	-	-	-	-	295	295
外国証券		-	103	-	99	-	3,116	-	3,319
その他の証券		-	-	-	-	-	-	6,965	6,965
合 計		-	112	-	407	728	3,116	7,363	11,727

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) その他有価証券評価差額金

(貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。)

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H26.3.31現在)	
その他有価証券評価差額			△ 164
繰延税金資産			0
その他有価証券評価差額金			△ 164

(7) 運用目的の金銭信託はございません。

(8) 満期保有目的の金銭の信託はございません。

(9) その他の金銭の信託はございません。

●有価証券の時価情報

(注) 1. 貸借対照表の「有価証券」について記載しております。
2. 売買目的有価証券・子会社株式及び関連会社株式については該当ありません。

(平成26年度)

○「金融商品会計に係る会計基準」により有価証券等の時価評価をしました。
○「その他有価証券」の時価評価をした結果、評価差額は563百万円となり、税効果相当額控除後の407百万円を、純資産の部の「その他有価証券評価差額金」に計上しました。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H27.3.31現在)			
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	
そ の 他		1,700	1,451	△ 248	うち 益 3 うち 損 252

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 時価は当該会計年度末日における市場価格等に基づいております。
3. 満期保有目的の債券の含み損益については決算上に影響しません。

(2) その他の有価証券で時価のあるもの

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末(H27.3.31現在)			
		取得原価 (または償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	
株 式		433	470	36	うち 益 52 うち 損 16
債 券		912	929	17	うち 益 19 うち 損 1
国債		100	106	6	うち 益 6 うち 損 -
地方債		8	8	0	うち 益 0 うち 損 -
社債		803	814	11	うち 益 12 うち 損 1
そ の 他		10,144	10,654	509	うち 益 675 うち 損 166
合 計		11,490	12,054	563	うち 益 748 うち 損 184

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 貸借対照表計上額は当該会計年度末日における市場価格等に基づき時価により計上したものであります。

(3) 当期中に売却したその他有価証券(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度(自 H26.4.1 至 H27.3.31)		
		売却額	売却益	売却損
その他有価証券		1,815	124	3

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 時価のない有価証券の内容及び貸借対照表計上額(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H27.3.31現在)
満期保有目的の債券		
非上場社債		-
その他有価証券		
非上場株式		4
非上場その他の証券		24

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 有価証券の残存期間別残高

(単位: 百万円)

種類	期間別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債		-	-	-	106	-	-	-	106
地方債		8	-	-	-	-	-	-	8
政府保証債		-	-	-	-	-	-	-	-
公社公団債		-	-	-	-	-	-	-	-
社債		-	-	-	510	202	-	101	814
株式		-	-	-	-	-	-	474	474
外国証券		101	-	-	101	-	2,109	-	2,312
その他の証券		-	-	-	-	-	-	10,066	10,066
合 計		110	-	-	718	202	2,109	10,642	13,783

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) その他有価証券評価差額金

(貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は次のとおりであります。)

(単位: 百万円)

種類	年度	当該会計年度末 (H27.3.31現在)
その他有価証券評価差額		563
繰延税金負債		155
その他有価証券評価差額金		407

(7) 運用目的の金銭信託はございません。

(8) 満期保有目的の金銭の信託はございません。

(9) その他の金銭の信託はございません。

●有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位:千円)

区分		平成25年度		平成26年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	106,460	100,616	106,840	100,542
	合 計	106,460	100,616	106,840	100,542
地方債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	8,713	8,700	8,708	8,700
	合 計	8,713	8,700	8,708	8,700
政府保証債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	11,949	6,049	-	3,486
	合 計	11,949	6,049	-	3,486
公社公団債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
金融債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
事業債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	1,020,058	1,001,009	814,247	966,480
	合 計	1,020,058	1,001,009	814,247	966,480
新株予約権付社債	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	その他の目的	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-
株式	売買目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	295,418	425,652	474,531	380,319
	合 計	295,418	425,652	474,531	380,319
外国証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	2,700,000	2,715,890	1,700,000	2,224,657
	その他の目的	619,578	879,413	612,405	765,386
	合 計	3,319,578	3,595,303	2,312,405	2,990,043
その他の証券	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	-	-	-	-
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	6,965,682	7,988,758	10,066,699	9,632,140
	合 計	6,965,682	7,988,758	10,066,699	9,632,140
計	売買目的	-	-	-	-
	満期保有目的	2,700,000	2,715,890	1,700,000	2,224,657
	子会社・関連会社	-	-	-	-
	その他の目的	9,027,860	10,410,199	12,083,433	11,857,054
	合 計	11,727,860	13,126,089	13,783,433	14,081,711

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

国土交通省事業 広域的地域間共助推進事業協議会 (震災疎開先訪問交流事業)

国土交通省は、災害に備えた広域連携を推進する上で参考となる先進的な活動を支援し、地域において具体的な取組みを実際に行うことを通じて得られる、課題、効果的な広域連携のあり方や推進方策について検討を行うとともに、得られた知見・ノウハウを広く展開していくことを目的に広域的地域間共助を行う団体を対象として支援を行っています。当金庫では昨年度の事業に引き続き、その震災疎開先訪問交流事業の一環として岩手県一関市と山形県新庄市間の「被災時連携先下見ツアー」を行いました。

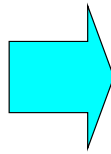


●退職給付会計

[退職給付債務の状況]

○期首 (単位: 百万円)

年金資産 (時価)	589
退職給付債務 (責任準備金)	543



○期末 (単位: 百万円)

年金資産 (時価)	533
退職給付債務 (責任準備金)	433

[退職給付費用の処理等]

(1) 退職給付債務残高・年金資産額の状況

(単位: 百万円)

期首退職給付引当金残高	(1) (前期末)	-
退職給付債務(責任準備金)	(2) (前期末)	543
年金資産額(時価)	(3) (前期末)	589
年金制度への拠出額	(4) (当期)	△99
退職給付債務(責任準備金)	(5) (当期末)	433
年金資産額(時価)	(6) (当期末)	533

(注) 当金庫の退職金制度は(税制)適格退職年金制度に100%加入しており、その年金資産は「りそな銀行」及び「三井住友信託銀行」に委託して内外株式及び債券等で運用しております。

会計基準変更時差異の費用処理期間	1年	(A)
------------------	----	-----

(2) 退職給付費用の処理等

(単位: 百万円)

会計基準変更時差異	(7) (当期)	-
会計基準変更時差異の費用処理額	(8) (前期末)	-
会計基準変更時差異の未処理額	(9) (前期末)	-
退職給付引当金残高	(10) (当期)	-
退職給付費用	(11) (当期末)	△99
退職給付引当金取崩し(臨時収益)	(12) (当期末)	-

(8) = (7) / (A)

(9) = (7) - (8)

(10) = (5) - (6) - (9)

(11) = (4)

(注) 退職給付引当金は退職給付会計に関する実務指針(中間報告)第36項⑥による簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により計算しております。

●報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 算定基準 c. 支払時期

(2) 平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位: 百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	62

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」58百万円、「賞与」4百万円となっております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成26年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- ①事業の組織……………4
- ②理事及び監事の氏名及び役職名／事務所の名称及び所在地……………3

2. 金庫の主要な事業の内容……………4

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況……………2
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の概況……………2
 - ①経常収益……………2
 - ②経常利益又は経常損失……………2
 - ③当期純利益又は当期純損失……………2
 - ④出資総額及び出資総口数……………2
 - ⑤純資産額／総資産額……………2
 - ⑥預金積金残高／貸出金残高／有価証券残高……………2
 - ⑦出資に対する配当金／役員数／職員数／単体自己資本比率……………2
- (3) 直近の2事業年度における事業の概況
 - ①主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益／業務粗利益率……………45
 - イ. 資金運用収支／役務取引等収支／及びその他業務収支……………45
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高／利息／利回り／及び資金利鞘……………45
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減……………46
 - オ. 総資産経常利益率／総資産当期純利益率……………45
 - ②預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高……………47
 - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分毎の定期預金の残高……………47
 - ③貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高……………48
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分毎の貸出金の残高……………48
 - ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高……………48
 - エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高……………49
 - オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合……………49
 - カ. 預貸率の期末値及び期中平均値……………45
 - ④有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及び貸付商品債券の区分）平均残高……………該当なし
 - イ. 有価証券の種類別残高（国債、地方債、社債、株式、外国証券、その他証券並びに貸付有価証券の区分）……………56
 - ウ. 預証率の期末値及び期中平均値……………45

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- ①リスク管理の体制……………17 ～ 18
- ②法令等遵守の体制……………14
- ③中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……………13
- ④金融ADR制度への対応……………15

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……………30 ～ 33
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ①破綻先債権に該当する貸出金……………52
 - ②延滞債権に該当する貸出金……………52
 - ③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金……………52
 - ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金……………52
- (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項……………34 ～ 44
 「新自己資本比率規制（バーゼルⅢ）第3の柱に係る定性的／定量的な開示事項」
 - ①自己資本調達手段の概要／自己資本の構成に関する事項……………34 ～ 35
 - ②自己資本の充実度に関する評価方法の概要／自己資本の充実度に関する事項……………36
 - ③信用リスクに関する事項／信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）……………37 ～ 38
 - ④信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要／信用リスク削減手法に関する事項……………39
 - ⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要／派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……………40
 - ⑥証券化エクスポージャーに関する事項／同左……………41
 - ⑦出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要／出資等エクスポージャーに関する事項……………42
 - ⑧オペレーショナル・リスクに関する事項……………42
 - ⑨銀行勘定における金利リスクに関する事項／同左……………43
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ①有価証券……………54 ～ 56
 - ②金銭の信託……………54 ～ 55
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……………51
- (6) 貸出金償却の額……………51
- (7) 金融再生法開示債権額
 - ①破産更正債権及びこれらに準ずる債権②危険債権③要管理債権……………53
- (8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨……………33

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの……………57

7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名……………33



平成13年より、青少年健全育成の啓発ポスター「幸せは雛から」を製作元の栃木県佐野市光永寺様の協力のもとで制作し、希望のお客様、小学校、公民館等にお配りしております。小学校の教材にも採用されました。

このディスクロージャー誌は信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。



SHINJO SHINKIN BANK